

午前 10 時 1 分 開議

議長（薮野 勤君） ただいまから平成 10 年第 4 回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

なお、12 番 真砂 満議員からは遅参の届け出が出ておりますので、報告いたしておきます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第 80 条の規定により、議長において 5 番 大森和夫君、6 番 松本雪美君の両君を指名いたします。

次に、日程第 2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、6 番 松本雪美君の質問を許可いたします。松本君。

6 番（松本雪美君） 皆さんおはようございます。日本共産党の松本雪美です。1998 年 12 月第 4 回定例議会に当たり、大綱 4 点にわたり質問をしたいと思います。

さて、不況がどんどん押し迫って、この年の瀬を越せるだろうかと国民の悲痛なうめき声が聞こえてくるような気がします。今こそ国民が主人公の政治の方向へと何としても転換させていかねばならないときではないでしょうか。そのためにも税金の使い方を改めて、暮らし、社会保障重視の方向に改めていくことが、今何よりも求められているのです。

今日まで政府が進めてきた悪政のもとで、公共事業と社会保障へのお金の使い方を見てもみますと、国と地方合わせて公共事業は 50 兆円、社会保障には 20 兆円となっていますが、ヨーロッパの場合はそれが全く逆で、社会保障の方が公共事業よりも 3 倍、4 倍となっているのです。日本共産党は、こんな逆立ち政治をやめ、少なくとも公共事業のむだ遣いをなくし、ヨーロッパのような方向に転換していくことが、社会保障、年金や医療の改悪をしないで国民の暮らしを守れるのだということをずっと提起をし続けてまいりました。

ところが、小淵内閣が今進めようとしている緊急経済対策はどうでしょうか。景気回復につながっていくかどうかとの朝日新聞の世論調査では、

期待が持てると答えたのはわずか1%、期待が持てないと答えたのは何と76%にも達しています。一体この結果はどうしてなのでしょう。24兆円もの巨額な緊急経済対策であっても、冷え込んでいる家計消費を直接暖めるための施策が盛り込まれていないからであります。これまでの景気対策としての公共投資を積み増ししていくやり方は、当初は一定の効果があつたとしても、中長期的には膨大な財政赤字をつくり出して経済にマイナスに働くとして、政府は一度はみずから否定した禁じ手の対策だと言っていたのです。

過ぎし日の宮沢内閣から橋本内閣までの7年間には、7回にわたって減税分を除いて70兆円もの景気対策が行われてきました。そのうち8割の56兆円が公共投資に使われたといいますが、全く景気回復にはつながりませんでした。そして、ことしの4月に行われた16兆円を超える総合経済対策も公共事業中心で、これで経済成長率を2%に押し上げるという当初の政府の宣伝とは裏腹に、今年度の経済成長見通しはマイナス1.8%と修正せざるを得なかった状況であります。政府は、みずから一たんは禁じ手として景気回復に役立たないと認め、現実に証明されているこの愚策をどうして繰り返すのか。まさに大型プロジェクトを押し進めようとするゼネコンへの対策としか説明がつかないのではないのでしょうか。

しかも、公共投資の積み増し政策には地方自治体を動員してきたこと、その背景には90年代前半、内需拡大せよというアメリカの要求とゼネコン、金融機関などの圧力を受け入れ、国庫だけでなく自治体の財政をフルに活用させてきた結果、国も府も地方自治体に至るまで財政危機を引き起こす結果となってしまったのです。平成2年から平成8年まで、この7年間で全国の自治体の借金は何と70兆円から160兆円と2倍以上にも膨れ上がったのであります。そして、全国至るところで借金急増で、福祉、教育、暮らしなど住民サービスがばっさりと切り捨てられ、ここでも景気を冷え込ませる悪循環をつくっています。

当泉南市の財政状況を見てみますと、同じく平成2年から8年までの7年間で比べてみますと、市債、債務負担行為合わせて市の借金は188億円から344億円と1.8倍にも膨れ上がりました。これは、下水道分の平成9年度末に150億円の市債があることは含めておりません。

さて、平成2年から8年の国の補助事業を比べてみますと、3億2,000

0万円の減少をしているのに、同じく市の単独事業は37億7,000万円にと10倍にも膨れ上がっています。その結果、平成9年度決算では公債費比率16.3%にも達し、借金返済の火だるま操業の市の財政状況になってしまいました。まさに90年代前半で国の推進で自治体が行った公共事業拡大施策は、市民サービスの拡充、地域経済の活性化、自治体の財政の健全な運営というすべての点から見ても失政であったと言えるのではないのでしょうか。

私は、もうこれ以上浪費型公共事業で借金をふやし続ける市政運営はやめ、地方自治体の本来の使命である住民の安全、健康や生活、福祉を守り、将来の日本を背負って立つ子供たちを守ることなどに市民が納めた税金を正しく使わせていく、こうした市政の運営をしてほしいと強く求めるものであります。こうした立場から大綱4点にわたり質問をいたします。

大綱1点目は、砂川駅前再開発事業であります。

計画のスタートが切られてから16年経過しました。今日まで使った調査費は何と1億2,000万円、用地買収には26億4,500万、うち債務負担行為、借金での買収は23億円以上、このままほうっておくと1年間に4,000万円以上の金利がふえ続けていきます。バブル崩壊後、可能性を見出すために5回もの見直しを重ね、当初東側、西側街区合わせて630億円の事業費は、今示された計画で68億円と約1割強に縮小、変身をさせ、権利者に同意を求めたのですが、これもまた住民の意向を無視していたために、図面を見た権利者からは、自分の家が駅広になっている、知らん間に勝手に計画づくりを進めたという強い批判が続出しました。こうした権利者の怒りをどのように受けとめておられるのでしょうか。

5回目の見直し案で示された財政計画では、市負担は28億円、うち21億円は市債、また借金をするというのであります。また、住宅120戸をビルの上に積み重ね、完売の見通しも立たないこと。キーテナントも見つからない、再開発ビルに入るのは絶対嫌と拒む弱小権利者の切実な声、このような再開発事業成立の見通しも立たない今、この和泉砂川駅前再開発事業は今すぐ中止をし、安全で便利な砂川駅前整備の計画を住民本位につくり直していくべきではないのでしょうか。みんなで考えればきっとよい知恵が浮かぶと思います。

大綱2点目は、福祉施策であります。

高齢化社会を迎える今、緊急を要する施策の充実を求めます。その1は、高齢者対策として寝たきり老人介護手当の引き上げについて考え方を示してください。

また、高齢者の給食サービスについて、一昨日の市長の答弁の中では実施の方向で検討していると。早ければ来年にも実施をしたい、こういうお答えをしておられたので喜んでいるのですが、その辺について具体的にどうなっていくのかを聞かせてください。

その2は、総合福祉センターあいぴあの施設の改善について。特におふるの手すりの設置や介護ぶろの新設、対面朗読室の室外の音の遮断ができるような改修など、早急に実施をすることについて答えていただきたいと思います。

その3は、乳幼児通院医療費の無料化、当面3歳児まで引き上げについてお答えください。

大綱3点目は、公民館事業についてです。

高齢者の歴史散歩の復活について、前回は質問させていただきましたが、その後の検討された結果をお聞かせください。

大綱4点目は、4年を迎える消費者相談は、相談者がどんどんふえて、その対応に対して相談員は今四苦八苦の状況になっています。現在は2人の人が交代で週3回出勤して相談を受けてくれています。1人では事務処理もできない。持ち帰ったり調査に時間を費やしたり、わずか1日3時間、1回開くと3時間では十分な仕事はできません。相談者のニーズに対応し切れないこんな状況、既に行政の方でも御存じのとおりだと思いますが、充実した活動と今後毎日相談を受けていく、こういう住民サービスの徹底のためにも、私は今の状態に加えて、人の配置など予算化を強く求めるのであります。

この大綱4点にわたって理事者の答弁をお願いいたします。答弁は簡潔にお願いしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

議長（薮野 勤君） ただいまの松本議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 福祉施策のうち、給食サービスについて私の方から御答弁を申し上げます。

高齢者給食サービスは、御承知のとおり食事づくりが困難な在宅の高齢

者が、住みなれた地域で安心した暮らしができるよう栄養のバランスのとれた食事を定期的に提供することにより、健康の維持、疾病の予防を図るとともに、配食時に安否確認を行う事業であります。私どもといたしましても、この事業は高齢者の在宅生活を支える事業の1つとして非常に重要であると認識をいたしているところでございます。

また、先般ひとり暮らし並びにホームヘルパー派遣世帯を対象に給食サービスに係るアンケート調査を実施いたしましたところ、有料で給食サービスを利用したいと回答された方が63%ございました。

今後、この調査結果を踏まえ、対象者、配食方法、利用料などの点について具体的に研究をさせまして、一昨日北出議員の御質問にもお答えしましたように、できれば来年度の実施に向けて鋭意努力をしてみたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 松本議員御質問の砂川駅前再開発事業について、お答えをさせていただきます。

砂川駅前周辺では、議員も御承知のとおり、交通混雑が特にひどく、市民の皆さんが大変難渋をしているということでございます。安全で便利なまちづくりはだれもが願望しておるものでございまして、これを実現するために駅前広場の整備、また砂川樫井線の都市計画道路、また同じく信達樽井線の整備、これらが急務の課題であると考えておるところでございます。

これらの公共施設の整備手法といたしましては、再開発事業または街路事業、土地区画整理事業などの手法がございまして。街路事業は用地の買収、土地区画整理事業は減歩を伴う換地による方法をとっておりまして、こういった方法によりますと、信達樽井線の沿道の権利者の多くの方が地区外への転出を余儀なくされるという問題が生じてまいります。

それに比べまして再開発事業は、権利変換方式によりまして従前の権利者は原則として区域内に残留することが可能でございまして、権利者の意向によっては地区外への転出もできるという選択手法をとっておるものでございます。

砂川駅前周辺は、総計の中におきましても山側の都市核として位置づけられておりまして、都市核に相等しい魅力と活力のあるまちづくりを進め

ていくためにも、再開発ビルの建設とか道路、駅前広場の整備を総合的に一体に実施をしていくという点で、現時点ではやはり再開発事業による手法が最も適しておるものでございます。

再開発事業の事業主体は組合を想定しておりまして、市が独自に判断をして再開発事業の中止を決められるというものではないと考えておるところでございます。今後の事業の方向づけを行うために、ことしの準備組合の事業計画に基づきまして、7月から8月にかけて実施いたしました想定事業区域の権利者の意向調査、この結果も出ておりますので、これを踏まえまして10月と11月の2回、理事会を開催してまいりました。

多くの権利者が抱えておられる条件面などに対する疑問とか不安、これらを取り除くためにも、まず権利変換のモデル的なものを作成しまして、それを疑問や不安をお持ちの方に対して説明を行う予定でございます。次回の理事会でこれをお示しして、十分協議をしていく予定となっております。

この事業を取り巻く環境は非常に厳しいものがございますが、区域設定とか配置についても十分議論し、修正を加えた計画、これをもとにしまして、結論は慎重に導いていく必要があるのではないかというふうに存じております。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問の福祉施策について御答弁申し上げます。

まず、寝たきり老人介護手当の引き上げについてでございます。介護者激励金は、在宅で寝たきり老人等を日常介護されている方に対して激励金を支給することにより、その介護をされている方の苦勞をねぎらうとともに、高齢者施策の増進を図ることを目的として平成4年度より実施いたしました。

議員御指摘の激励金の引き上げについてでございますが、制度発足当初は年額3万円の支給でありましたところ、平成8年度より4万円に増額させていただいたところであり、現時点での引き上げは難しいのではないかと考えております。しかしながら、寝たきりや痴呆性老人を介護されている方の御苦勞は大変なものであると理解しております。

本市といたしましても、介護者の相談の身近な窓口であります在宅介護

支援センターの強化を初め、ホームヘルプサービスやデイサービスなどの在宅福祉の充実を図り、寝たきり老人等を介護されている方の御苦勞を少しでも緩和させるように努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、あいぴあのおふろの手すりでありますとか、そのほかの改善について御答弁申し上げます。

あいぴあ泉南の一般浴場の利用者は、高齢者の増加とともに増加すると思われまふ。オープン当初よりは、現在歩行力の低下した高年齢者の利用者が増加しております。あいぴあ泉南がオープンしてからはソフト面の充実を最優先と考え充実に努めているところでありますが、今後は施設の管理上からも利用者の安全を考えたハード面についても検討して、改修等に努力してまいるつもりでございます。

続きまして、録音室のことについての御指摘があったと思ひますが、もともこの施設の録音室は専門的な録音室として設計されておひません。車いすの利用者が使用しやすくなるため出入り口の段差をなくしているため、ドアと床との間に、わずかでありまふがすき間があり、廊下を通る人々の声が雑音として収録されるとのことでありまふ。少しでも雑音を消す工夫なり方法を検討して、雑音が少なくなるように努力してまひりたいと、このように考えておひまふ。

それともう1点、乳幼児、これは通院の分ですけれども、医療費の無料化、特に3歳児までの引き上げについて御答弁申し上げます。

乳幼児医療費助成制度につきましては、平成7年4月より創設し、ゼロから1歳児の入院、通院に対する医療費につきましては、所得制限を設けず実施してきたところでありまふ。その時点での近隣市町村の対象年齢は0歳児のみを対象としており、他市に比べ1歳引き上げて実施してまひったところでございまふ。近年、少子化対策として、大阪市を初め対象年齢の引き上げを実施している市町村もあることにつきましては、認識しているところでございまふ。

議員御質問の通院医療費無料化、3歳児までの対象年齢の引き上げについてでありまふが、すべて市単独での施策となり、現在の助成制度でもほとんどが市の一般財源であり、対象年齢の引き上げにつきましては財政負担が大き、現在の財政状況等からも実施が難しい状況にありまふので、

御理解のほどお願いいたします。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 高齢者歴史散歩について御答弁申し上げます。

高齢者歴史散歩の復活についてであります。第3回定例市議会でも御質問をちょうだいしました際御答弁申し上げたとおり、クラブへの移行をお願いしていますが、現在に至ってもそのお答えはいただいている状況であります。今あるクラブ同様、高齢者歴史散歩が公民館クラブとして活動していただけるのであれば、そのクラブがスムーズに運営できるよう手助けするのが公民館としての役目でございますので、社会教育指導員、また社会教育主事が御相談に応じさせていただきます。

平成11年度、高齢者歴史散歩にかかわる講座を仮に組むといたしましても、高齢者だけに限定せず、小学生から青少年、もちろん高齢者までを対象とした世代間の交流と、社会の大先輩としてルール、マナー等、子供たちが大人を通してよりよい社会性が自然と身につくような企画を組んでいきたい。そして、個人からよりよい地域づくりへと発展していけばと願っておるところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 松本議員の消費者相談の件につきまして、私の方から御答弁申し上げます。

消費者相談につきましては、議員御指摘のとおり平成7年度より専門相談員による相談を毎週火曜日と金曜日を実施してきたところでございます。7年度につきましては68件、8年度は123件と倍増したようなことで、平成9年度より相談日を1日ふやしまして、週3回、火曜日、水曜日、金曜日を実施しておりますところでございます。

また、今までは仮の事務室でございましたが、昨年9月より新たに独立の消費者相談室を市役所1階に設け、相談業務の充実に努めてきたところでございます。

休日等の相談の件につきましては、内容等によりまして在宅相談員や担当課で対応し、これにつきましては市民の消費者問題への対応に全力を挙げているところでございます。

相談内容につきましては、販売方法に関するもの、契約に関するもの、接客対応に関するものが上位を占めている状況でございます。なお、平成9年度は182件の相談があったわけですが、現在の週3回での対応でできているのではないかと事務担当としては考えておるところでございます。

今後につきましては、相談件数の推移を見きわめ、議員御指摘の毎日業務につきましては検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） それでは、議席から質問させていただきます。

給食サービスの問題で市長がお答えくださったので、来年度から実施をということで準備を進められていると聞いたんで、ほっとしました。しかし、ただこのサービスを受ける人、利用したいということでアンケートでも答えられた人は281人になってますね。話を聞いてみたいという人はそれに加えて40人程度いらっしゃいますから、全部で380人以上の人数になってるんですが、この希望者全体に受けれるような事業となるのかどうか。それから、自己負担ですね。できるだけ自己負担が軽度になるようにというのは、当然これを受けられる人の気持ちやと思います。

それから、大阪府下ではこの11年度には全体の市町で全部実施をしてもらいたいんだということで、この制度を大阪府下全域に進めていきたいということで補助制度も組まれております。この時期に乗り外すことのないように、私は真剣にとらまえて、まだ来年4月までは時間があります。方法は各市がどのように対応しておられるのかということなども勉強されて、ぜひ完全実施していただけるようお願いをしたいと思います。後でお答えください。

それから、介護手当の分ですけれども、これも大阪府下では実施されている市がまだそんなにたくさんではないんですけれども、しかし、このことによって在宅の寝たきりのお年寄りをお世話される人が仕事に行けなくなってしまいうんですから、当然生活は緊迫した状態になると。今、厳しい折、どうしてもこういう人たちの生活、在宅の寝たきり老人を抱えられる人たちをやっぱり救っていく施策としては大事なことだと思います。高石市なんかでは月1万円出しておられますね。忠岡では月5,000円、泉大津で

も月5,000円。そういうことで進んだ市を見習ってやっていただきたいと、こういうふうに思います。

それから、あいびあの問題ですけれども、まだ建設されてから1年ですけど、使っていくうちにいろいろと皆さんから今この施設の不備さについて、本当にちゃんと設計するときにはどんな点検してたのかと。プロの人がやっておられる、その建設のための準備室もあったわけですから、十分に研究されてつくられたものであるということはどうしても思えないんだと、こういうふうな声がたくさん出ております。46億円もかけたあのあいびあの施設が、まさに欠陥施設やったということが今はっきりと浮き彫りにされたんじゃないかなと、私はこういうふうに思ってるんですね。

例えば、録音室の話をしましたけれども、専門的にこれはちゃんとした設計をしてつくったんじゃないと、専門的な録音室としてつくったんじゃないと、こういうふうにおっしゃいましたけど、録音室と看板かけてる以上、設計者がそれに耐えられるものをつくるのは当然のことでしょう。それなのに、エレベーターで声が出ますね、3階へ上がりますとか1階ですとかいうエレベーターの声までテープに入ってくるというような、こんな施設は一体録音室という役割を果たしてますか。

それから、ホールというんですか大会議室というんですか、あそこのすべての機械を、放送設備なんかをセットしてる2階の機械室なんかでも、もともとビデオが壊れてたらしいですね。それが何回も言ってるのに受けとめてくれないで、よく調べたらビデオがつぶれたものを受け取ってたと、こんな状況があったんでしょう。

それから、おふるは、私は当然建設する前から特浴だけではだめだと、体に十分動く機能が残ってるような方もデイサービスへ通うんやから、介護しながら入れるおふる場をつくるべきやと、こういう声を出したのにもかかわらず、それを途中で設計変えられへんと言うてあなたたちは無視して、つくらなかつたんですよ。それが今、障害者のデイサービスの方や高齢者のデイサービスの方から、介護ぶろがないから一般のふるへ入れらんといかんでしょう。そのために一般の利用者のお年寄りも、健常者のお年寄りの方も使えない日が出てくるということが浮き彫りになってきたではありませんか。

それと、当然幾ら健康な人でも、少しは健康でない人でも自分で歩いて

行けるんやから、このおふろに入りたいと思って行ったら、手すりがないために危険で、滑って転んでけがをします。こんなことあってはならんと、何とか手すりをつけてくれと、こういう声が出て、それも無視してる状況。

それから、デイサービスは2階にあります。ここでは厨房もありますね。それから、当然しんどくなったら横になる畳を敷いたところも間に合わせにつくりました。お便所も外のお便所まで行けないから、便座を持っていて、中でお便所さしてるんでしょう。事務室は一体どこですか。2階から1階にあったんでしょう。それを今度、介護支援センターができたからということで、3階に事務室を変えたんでしょう。このデイサービスで仕事をしてる指導員の方はどれだけ大変か。毎日走り回ってますよ。それに3階に事務室があるという、こういう欠陥施設ですわ。46億円もかけてるんですよ。それにこんなことができなかつた。ぜいたく三昧につくったあげくの果てが、ガラス張りで夏の西日が、直射日光が入ってきて、暑くていられないような場所でしょう。あの入り口のフロア。

私は、こういうことをやっぱりきちっと皆さんにも確認をしてもらいたいと思って、きょうはこれを取り上げさせていただきました。改善をするためにはどれだけのお金がかかるか。大変なお金かかると思います。しかし、今すぐやれるところから、すってんころりん転んで頭を打ってけがをした、骨折した、こんなことのないようにとりあえずおふろの手すり、一番先今からすぐでもつけるために計画しなさい。このことは、理事者の方に特別に予算化するようにお願いしときます。

それから、歴史散歩の問題ですけれど、これは私は歴史散歩に参加されていた皆さんのとても胸の熱くなるような声があります。例えば、こういうものを持って市長さんのところに要望に行かれたでしょう。これは去年のちょうど今ごろだったのと違いますか。行かれたと思いますよ。それが、その中身を読んで皆さんどういうふうに理解されたのか。私はこれを読んでほんとに胸が熱くなる思いでした。

「働き虫からやっと解放された。この会に参加させていただき3年が過ぎました。この会が年々充実されることを願っています」。それから、「自分では老人とは思わなくても、いつの間にか年をとって、心身衰えを感じ始めたこのごろ、高齢者同士が一緒になって歩いている中、自分より

年長者で元気な人を見て、目標として励むようにしたい。いつまでも続くことを望みます」。こういう声ですね。

それから、今回歴史散歩の復活を求めるということで、議会の方にも要請に来られた方がいらっしゃいます。その中の文章を読まさせていただきますけれども、「高齢者は歴史散歩に参加して、泉南地域の自然と名所、史跡、社寺、古墳などを求めて、友とともに手を取り合って歩きました。そこには自然の恵み、歴史の足音がこだましました。また、歩くことにより健康の維持増進になりました。今回、昨年参加した山組の有志が集まって、高齢者が楽しく参加してきた歴史散歩をぜひ平成11年度に復活していただくよう要請に来ました」と、こういうふうな要請文になっておりますけれども、ほんとに私は最近住民が活動しておられる集会に参加させていただきました。介護保険制度が導入されるに当たって、どうしたらこの介護保険制度に耐えられるように自分たちも運動できるんかということで、いろんな方のお声も聞かさせていただきました。

やっぱり最後に落ちるところは何だったかというのは、寝たきりにならないこと、これが一番やと。そのために何をしたらいいのかというのは、自分でやっぱり一生懸命努力して元気でいることやと。死ぬまで元気でいることやと。これがこれからの高齢化社会に対応する、自分が年老いて大変な思いをしなくてもいい一番の解決策やと、こういうふうに声を出しておられました。守るための制度は大変大事ですよ。大事ですけれども、自分が一番努力することが大事やと。足を鍛えること、このことが今公民館事業として長い間、7年間も続けてこられたこの事業が閉鎖されやめてしまうということは、時代に逆行する以外の何物でもありませんよ。私は、やっぱりもう一度しっかりこうした皆さんの思いを取り上げて、この復活のために努力していただきたいと、こう思います。

それから、乳幼児の医療費の3歳児まで引き上げてほしいということは、今までの話にも通じるところですが、生まれてくる子供が少ない以上、やっぱり元気に育てたいと、そういう思い。それから、若いお母さんたちをしっかりと子育ての相談相手として迎え入れてくれる、そういうお医者さんのアドバイスですね。そういうものを必要としている以上、私はせめても追いつけ追い越せで泉南が頑張ってきたんですから、今3歳児までやっておられる市もたくさんふえてきました。こういう状態の中でお金

がないからといってこれをやらないということは、私はあなたたちの答えとしては余りにも貧しい答えじゃないかなと、こう思います。

それから、消費者問題については、今1人だけ週に3回、来てくださった日は1時から4時までと3時間です。これでは十分な事務処理ができません。どんどん相談がふえている複雑な時代ですから、もうほんとに大変な複雑な相談を解決するために、人をしっかりと配置しないとできないと思うんですよ。事務処理をする時間帯もない、夜帰って夜中にするんだという相談員の方の話を聞いて、私はこれをちゃんと対応していかなばならないんじゃないかなと。せめて事務処理をする人を配置してほしい、こういう思いを持って質問させていただいたんですが、人の配置は答えていただきませんでした。

毎日あけることも大事ですが、今あいてる部分を充実させることも大事です。この相談員の方は2人とも高齢に達していますから、私は泉南市の地元の方で本当に泉南市のことをわかった人がこの仕事につけるように若い人を育てる。この育てることをしっかりとやっていただきたい。それが私は今、1つの大事な問題として人の配置をお願いしてるんで、そのことについてもお答えください。

とりあえず、たくさん言い並べさせていただきましたが、答えをお願いします。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） それでは、私の方から松本議員の御質問、多々ございました。それについて御答弁申し上げます。

まず、給食配食サービスの件でございます。これにつきましては、先ほど市長が申されましたように、来年度から我々としましても実施に向けて今後努力していきたいと、このように考えております。そして、その配食サービスにつきましては、当然大阪府下でも現在、これは9年度の資料なんですけども、23市町実施されている団体もございます。そういったところから情報を得るなり、あるいはサービス事業を実施していく手法でありますとか、そういったことをこれからも我々としては検討していきたいと、このように思っております。

それとあと、今回アンケート調査を実施いたしまして、ひとり暮らし老人でありますとか、あるいはホームヘルパーの派遣世帯を対象に行いまし

た。その中で、やはり給食サービスについては有料で実施してほしいという方も半数以上、60%以上おられるというところもありますので、この辺も我々としましては重視して、今後この配食サービスについては検討を加えてまいりたい、このように思っております。

それとあと、ことしの場合、大阪府の補助制度で老人医療の無料化の見直しによりまして、配食サービスにつきましては一定補助制度というのが強化されております。充当率につきまして2分の1から3分の2といった経過もございます。そういった経過もありまして、我々としましては、今後来年度に向けて検討を加えてまいりたいと思っております。

それと、給食サービスの利用料金の問題であります。これにつきましては、ほとんどすべてと言っていいと思っておりますけれども、この利用料につきましては、各市とも利用者から徴収しているという実績がございます。その額につきましては、以前ですけれども、我々調べたときには300円からあるいは500円、そういったところ辺で取られているというところもつかんでおりますので、その辺でこの利用料金については今後検討を加えてまいりたいと、このように考えております。

それと、次に寝たきり老人に対する介護手当の問題でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成8年度に実は従来の3万円から4万円に1万円引き上げております。こういった経過もございますので、現在のところこの4万円で当面実施してまいりたいと、このように思います。

それと、その実施状況でございますが、確かに先ほど議員おっしゃられましたとおり、高石市でありますとか忠岡、そういったところは高額の激励金を支給しているところもございますが、また反面泉南市の周りの市については、まだこういった制度がないというところもございますので、8年度に1万円引き上げたというところ辺、その辺を評価していただきまして、今後当分の間この4万円で実施していきたいと、このように思っております。

それと、次にあいびあの施設の問題でございます。このあいびあにつきましては、先ほど議員御指摘ございました、この施設については46億円も使いながら、例えば欠陥施設でありますとか、あるいは建設時にどういうふうな検討をされたんかといった御批判がございました。この御批判に

つきましては、このあいびあを完成するまでに各施設の、特に各市の施設見学なんかは何回も行きまして、それで検討を加えて、そしてそういう中からいいところを取りながらこの施設が建設されたと、このように思っております。その中で、去年から開設されたわけですがけれども、この建設につきましては、泉南市の英知をもって建設されたというふうに私としては考えておるところであります。

ただ、利用につきましては、去年の7月から利用されてるわけですがけれども、確かに利用者から我々のところに苦情というものが参っております。特に録音室の問題でありますとか、あるいはおふるの手すりの問題でありますとか、そういった問題につきまして我々としましても今後どういうふうに改善していったらいいかというところを検討を加えてまいりたいと思います。

それと、先ほどの御指摘のふる場の手すりの問題でございますけれども、これにつきましては危険性も当然あるわけでございますから、この問題につきましては我々としても前向きに取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それと、録音室に雑音が入るという問題につきましては、これは先ほども説明させていただきました。要するに……（松本雪美君「時間がないからもうその辺でよろしいです。わかりました」と呼ぶ）車いすの利用者がおられるということで、その辺で設計したというところがありますので、お願いします。

それと、次に乳幼児の3歳児までの医療費無料の件でございますが、これにつきましても、ほかの団体で実際に3歳児まで対象を引き上げられるところもございます。ただ、当然この引き上げにつきましては市の単独事業ということになります。ですから、そういったこともありますし、財政状況から我々としては当面は2歳まででいきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

済みません。1つ答弁漏れがございました。あいびあ泉南の在宅介護支援センター、その3階に行ったという御指摘があったと思います。これにつきましては、ことしから実は介護支援センターをあいびあ泉南の方で開所いたしました。その中でこういった形でこのセンターを開設したらいいかということでもあります。この問題につきましては、委託先であります

事業団とも相談しまして、特に相談業務があると。そういったことでどうしてもプライバシーの問題も出てくるので、1階の事務室とか、そういうところじゃなしに、1つそういう確保できる場所が欲しいということがありまして、3階の方にて開設したというところでございます。

以上でございます。

議長（薮野 勤君） 金田教育総務部長。

〔松本雪美君「教育長に答えてもらってよ」と呼ぶ〕

教育総務部長（金田峯一君） 高齢者歴史散歩の件でございますが、公民館といたしましては、その講座が1つのきっかけをつくり、それが池の水の輪のように広がっていきまして、自主活動として発展していくことを望んでおります。講座として実施してきました高齢者歴史散歩も7年実施したわけでございますが、一定の目的を達成したものと思っております。（松本雪美君「それは何度も聞きましたから。教育長に答えてもらってください」と呼ぶ）ですから、高齢者を忘れてしまったというわけではございませんので、継続的なことではなしに、単発的に今後も高齢者の何かを考えてみたいというふうに考えております。

議長（薮野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 高齢者歴史散歩につきまして、私の方から少しお答えを申し上げたいと思います。

基本的には先ほどからも部長の方で答弁いたしましたし、前回からもお話し申し上げておりますように、公民館活動でございますので、公民館館長を初めとして、公民館の運営をなさっている職員全体の中でのまとめとして、一応この講座については一定の成果を得たということと、もろもろといいますか諸般の理由等もありまして、諮問機関としての公民館運営審議会にも諮られたところございまして、本年度におきましては一応終了という形をとっておりますけれども、教育長といたしましては、生涯学習の立場から幼少の子供から高齢者まで市民のすべてに対しまして学習機会を提供すること、あるいは準備することの大事さということは、十分理解しておりますし、意識をいたしております。

こんなところで申し上げるのは大変不謹慎だというふうにおしかりを受けるかもわかりませんが、私も高齢者の1人でございます。1926年の1月の生まれでございますので、相当高齢になってきております。いつの

間にかそういう年齢になってきておりますが、やはり先ほど議員御指摘のように高齢者として強く生きたいという希望がございます。ましてや、生きがいにつながるものということは、当然のことでありまして、社会のために尽くしていくということも高齢者としても必要なことだと。

それは1つは、先ほど議員の御指摘もありましたように、若い人たちを育てるという部分も、これは私たち高齢者に対する1つの社会的な役割であろうと。後継者をつくっていくということも人間教育の中での大事な部分だと思えます。特に今日的な教育課題から申しますと、いわゆる人間関係の構築だとか、あるいは心の教育だとかいうようなことがよく言われます。そういった意味におきまして、例えば将来的には教育課程等も変わってまいりますけれども、学校教育、社会教育、そういったものの融合といえますか、連携を持っていきたいと思えます。

そういう意味におきまして、長くなりましたけれども、昨年までの高齢者歴史散歩講座ということにつきましては、以前の反省の上に立ちまして、講座としてのあり方も考えながら前向きに検討を進めてまいりたいと、かように考えているところでございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 松本君。

6番（松本雪美君） 消費者の問題は要望に変えときますので、またいろいろ検討してください。

歴史散歩については、これから今の高齢化社会に対応できるように、私は、今教育長がおっしゃったように前向きに検討したいと、そういうふうなお答えをいただきましたので、それは公民館の職員の皆さんが力を合わせて、いろんな方向で考えて頭突き合わしたら、いいものが見出せると思えます。

グループ活動だからといって全部突き放してしまうということは、これはやっぱり私はだめだと思うんですね。グループ活動であったとしても、公民館員がいろいろな手伝いをしたり企画をしたりすることにお手伝いをするということは、これは講座そのものなんですよ。当然今までやってこられた方も、みんなそれなりに自分たちで企画をされてやってこられたから、講座であったけれども、グループ活動のちょっと大きいみたいな形だったと私は思うんですね。こういう記録までも出して、自分たちで頑張

りましょうということやっておられたんですから、その点ではお金もほとんどかかっておりません。交通費でもすべて自分たちでやっておられます。講師料は出しておられましたけれども、それ以外の部分は皆自己負担でやっておられたんで、お金がかかるということではありませんので、その点は今後の活動の方向としてきちっと位置づけをしていただきたいと、公民館の事業の中で位置づけをしていただきたいと、こう思いますので、よろしく願います。

それから、十分質問できなかつたんですが、砂川駅前の問題ですけれども、最近奈良市の近鉄西大寺駅前の状況が発表されました。これは奈良市の大川市長が10月13日、近鉄西大寺駅前の市街地再開発事業を断念するという方針を明らかにしたと。1988年に都市計画決定したそうです。キーテナントが結局決まらない、市財政が逼迫して市が床を買うことも困難、大きな地権者が反対している、都市計画決定された再開発事業が中止されるのは全国でも例がないと、こういうことで本当に私は泉南市の状況とよく似てると思うんですよ。

埼玉県の大宮市の大宮駅東口でも、四半世紀が過ぎたと、この間に20億円使ったと、事業は一步も進んでいないと。住民の反対が強い上、不況で事業採算の見通しはないということで、これも住民の大きな反対運動で、都市計画決定されておるけれども、この計画についてもこうした住民運動の中で、白紙に近い抜本的な見直しを掲げるようになったと、こういうふうなことを言っておられますね。

私は、砂川駅前も平成8年に見直されて、そして数字の上では68億円と出ましたけれども、当時の地価の評価から現在の地価の評価まで、8年、9年、10年と毎年土地の評価がダウンしていったんですよ。そんな中で計画そのものも狂ってしまっているし、これから後これを実施する方向に向けていったからといって、襲ってくるのは財政負担と市債がいっぱい発行されて、その借金を返すのに必死の状況になるんじゃないかという、そういうことに追い込まれることは目の前に迫ってます。もう準備組合も解散して、そしてもう一度住民も行政も一緒になって砂川駅前をどうしたらいいんかと、安全で便利な街づくりをしようやないかという人たちが集まって、一遍意見交換会でも開いて新しい取り組みになるように、私はこれを望んで、きょうの質問を終わらせていただきます。

議長（藪野 勤君） 以上で松本議員の質問を終結いたします。

次に、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） おはようございます。日本共産党の林でございます。最後の質問になりました。若干遅くなりますが、ひとつよろしく願いいたします。

第4回定例会に当たりまして、市政上の若干の問題につきまして通告に基づいて質問を行わせていただきます。

大綱の第1は、市民のだれもが求めております清潔・公正な市政、市民に開かれた市政を進めることについてであります。

その第1点目は、情報公開条例の制定の問題であります。第二次大戦後、知る権利が市民的権利としてアメリカで確立し、1966年にそれを制度的に保障するものとして情報自由法が制定されました。日本でもアメリカの影響を受け、新聞週間の標語にしばしば使われ、知る権利が憲法の保障する国民の基本的な権利の1つであることについて、ほぼ国民的合意がつけられてきています。既に世界の諸国では、アメリカを初め欧米諸国のほとんど、オーストラリア、ニュージーランドなど多くの国々で知る権利を制度的に保障する立法措置が行われております。日本は、この面でも後進国と言わざるを得ません。

そうした中、日本の場合、国政に先んじて地方で制度化が進み、情報公開条例制定は1982年の3月、山形県金山町に始まり、昨年4月1日からことし4月1日の間には、全国市区町村で一挙に185自治体で進められ、533の自治体に上っています。ことし10月1日現在、我が大阪府を初め府下の17市2町で条例が制定され、ことし3月の定例会で市長がおくれていると言っていたこの泉州地域でも、堺市に次いで貝塚市、泉大津市が既に実施しております。岸和田市、泉佐野市、そして高石市、阪南市でも既に現在準備がなされていることを聞いております。

我が泉南市で私とその制定を要求して以来、ここ数年来、何人かの同僚の議員からも相次いで制定の要求がなされてきたところであります。市長はことし3月、泉南市も積極的に取り組んで、10年度で条例の制定まで持っていきたいと表明されました。それだけに全国と大阪の先進地の条例のよりよいところを取り入れたものにすべきだと思っておりますが、まず市長に御見解をお伺いします。

また、市行政の情報公開のその目的は、何よりも国民の知る権利の保障を法の目的として明記することにあると思いますが、その点もあわせてお答えをいただきたいと思います。

次に、第2点目として、市民オンブズマン制度の導入についてお尋ねします。1809年にスウェーデンで生まれたオンブズマン制度は、北欧諸国から世界の主要国へ広がり、我が国にもおくれればせながら新しい住民参加の制度として導入されるようになりました。1990年7月、全国初の市民オンブズマン条例が川崎市で全会一致で可決、制定されています。

市民オンブズマンの制度は、複雑化した社会状況の中で市民ニーズも多様化しており、新しい時代の要請にこたえ、市民にとって行政が身近な存在となり、市民と行政の信頼関係を一層強固なものとするために、住民からの苦情処理、行政の監視という任務を持ち、行政運営に係る制度の改善について意見を述べ、勧告し、その内容を住民に公表することを職責とする市民オンブズマン——いわゆる護民官、苦情処理官、行政監視官と言われる市民の代表代理人を設置する制度ですが、この制度の導入について市長の見解をお伺いします。

第3点目は、企業・団体献金の禁止についてであります。向井市長が故平島市長から継承した鳳凰会は、100社を超える法人企業による後援会でありました。それらの会員企業は、市外業者への大口請負となる入札には指名参加を得て、現在は清樟会となってもそうですが、平成6年度より5年間、りんくうタウンの内陸部を結ぶ市場岡田線の工事や、例えば埋蔵文化財センターのあの7億6,000万の事業、7億円を超える雨水管渠工事、総合福祉センター、ことし10-1工区のあの約14億に上る雨水管渠工事と、次々とこれら会員が落札。これらの入札についての疑惑は、消し去ることのできない市政上の汚点と言わざるを得ません。もし向井市長に清潔・公正な市政を進める意思があるなら、政治家としてこうした営利を目的とする企業との癒着をきっぱり断ち切り、迎合せず、信念を持って市政を運営すべきではありませんか。そのことについてお答えをいただきたいと思います。

第4点目は入札制度についてであります。公正で民主的な市民にもわかる入札制度のあり方と、談合、不正を許さない入札制度のあり方についてお尋ねをいたします。

当初から1年の試行期間としてのことでありましたが、抽せん型入札制度についてどのような総括をしているのでしょうか。せめて3年間ぐらいは必要ではないか。そのことをお尋ねをいたします。

また、ことし4月21日付、地方公共団体の公共工事に係る入札契約手続及びその運用の改善についてという建設省、自治省共同の通達がありました。これによりまず最低制限価格制度よりも望ましい低入札価格調査制度への移行についての検討はされておるのかどうか、お尋ねします。

もう1点、既に1996年4月より大阪府も実施している談合をなくすための効果的な方法の1つとして、現在市がやっております工事完成保証人制度、これを廃止し、履行保証制度の採用について市は検討したのかどうかをお尋ねをいたしたいと思います。

5点目は、同和行政の問題です。このことでは老人向けの同和住宅の入居の状況について、まず初めにお尋ねをしておきます。

次に、大綱第2、関西国際空港の問題であります。

第2期事業と市の対応についてお尋ねします。今日、府財政も市財政も危機的状況にあります。その根源ともなっている大型プロジェクトの中心的な関空第2期事業は凍結し、むしろ府・市共同で府民の暮らしと営業を守ることこそ地方自治体の責務でもありますし、しかも不況の打開、景気の回復への道でもあります。

それに、第1に不況の続く今日、第7次空港整備計画の航空需要予測は大き過ぎて、今の関空の2期事業が必要な航空需要はありません。このことについてどのようなお考えをお持ちでしょうか。

また、第2は、関空第2期事業は、1期と同じように1兆5,000億円程度でおさまるものとお考えでありましようか。

第3は、第1期事業での市との関係です。1986年の11月、もう12年前になりますが、済生会の高度医療化の約束は、今計画しているでは余りにもひどいではありませんか。このことについては、我が党の和気議員からもさきの質問でもありました。来春の知事選挙以後も、もし知事がかわったときにもこの今市長が言っている約束というのは守られるんでしょうか、どうなるんでしょうか、お尋ねをしておきたいと思います。

また、りんくうタウンは夢の島、宝の島と言われてきました。当初の市の財政の見通しとの関係で、今日までのその影響額はどのぐらいでしょう

か。

その3は、埋立同意のときの約束を無視して、空港島における固定資産税等の減免はどのような影響をこれまでに及ぼしてきたのか、お尋ねをしておきます。

その4は、土取り問題と跡地利用についてであります。市長はピーク時を1年ぐらいと考えていたのか、跡地利用との関係はどうかをお尋ねをしておきます。

大綱第3点目の老人対策の問題についてであります。

現在、市内に25カ所の老人の集会場があります。約3,000世帯を抱える樽井地区には、地区の老人集会場は1,500世帯の牧野地区と同じ広さの集会場1カ所です。老人クラブの活動がこの集会場の使われ方からも制限があつて、また町の形態からも、樽井地区でせめてあと2カ所ぐらいふやす必要があります。このことについて、もう既に早くから検討を要請したことがあるんですが、市としての検討の結果等についてお聞きしたいと思ひます。

壇上での質問は、以上であります。御答弁次第で自席より再質問をさせていただきます。

議長（藪野 勤君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 情報公開条例の中で、私に対しての御質問についてお答えを申し上げます。

まず、大阪の先進地等の条例のよいところを取り入れるべきだと思ふがということでございますけども、条例案文の検討に当たりましては、当然府下市町村の現行の条例、あるいは大阪府条例及び現在国で審議を重ねられている情報公開法案を参考として、本市に適合した、マッチした条例案の作成に努めるように指示をいたしておりまして、間もなく一定の形が整いますので、議会の取り扱いも含め、議会の方にも御相談をさせていただきたいと考えております。

次に、知る権利の保障ということはこの条例の中で明らかにすべきではないかということでございますけども、この条例案は、知る権利の確立に資するため、市の保有する公文書を公開する制度について定めるものと考えておりまして、公文書の開示を請求する権利を明らかにすること

は、多様な意味で語られる知る権利の中の行政情報の公開を求める権利を公文書に関して保障することを明確にしていきたいと考えております。地方自治に欠かせない要素であります市政への市民参加を進め、より理解され、より信頼される市政へと発展させていくためには、市の保有する情報が公開されることが必要であると考えております。

次に、市民オンブズマン制度の導入についてでございますが、先ほど質問の中で披瀝ありましたように、行政監察官、すなわち違法または不当な行政活動に対しまして、非司法的な手段で国民の権利を守る役職を指すということで、主に北欧3カ国を初め、十数カ国で国政レベルないし地方レベルで採用されておりますが、この制度につきましては、私どもの先ほどの情報公開条例、あるいは今検討されておりますような外部監査の導入等とも関連いたしますので、総合的に考える必要があるというふうに思っております。まして、現在のところこういう制度の導入ということは考えておりません。むしろこの情報公開条例あるいは他の方面でできるだけ透明性を増すということを考えていきたいというふうに思っております。

それから、政治資金規正法の関係でございますけれども、平成7年に政治資金規正法が改正されまして、政治活動の公明と公正を確保するため、企業その他の団体のする政治活動に関する寄附の制限の強化等が図られてまいりました。その結果、企業からの同一の資金管理団体に対してされる寄附については大幅に縮小され、一定の成果と透明性を上げているところでございます。

一政治家に対しまして1つの資金管理団体が認められているわけでございます。私も1つ持っております。その中で、平成8年から内容の精査並びに特にゼネコンと言われる方々については辞退をさせていただいてるところでございます。また、先ほど披瀝がありました10-1工区の業者については、当然会員外でございますので、御理解をいただきたいと思っております。今後とも清潔で公正・公平な市政を推進してまいりたいと考えております。

それから、済生会泉南病院に関連をいたしまして、間もなく知事選挙がございましてけれども、現在の知事がかわられた場合この約束は果たされるのかということでございますが、このプロジェクトについては既に大阪府のもちろん事務レベルでも位置づけられておりまして、財政再建プロジェクトの外側、その枠外という位置づけをさせていただいております。既に

動いております。したがって、仮に知事がかわるということがあったとしても、この事業は既に着手されているものでございますので、そのとおり、計画どおりやっていただけるといふふうに確信をいたしておりますし、またそうさせなければいけないものでございます。

それから、土取りに関連をいたしまして、ピーク時というそのピーク時とはどの程度を考えているのかという私に対する考え方でございます。この土砂の埋め立てというのは、二期事業において約3年間埋め立て事業に日数を要すると計画されております。したがって、その中のピーク時といえますのは、当然そう長くないということを考えております。したがって、私は長くて1年以内だといふふうに認識をいたしておりました。通常、雨の場合もピーク時雨量というのは1時間でございますから、そういう意味で3年間のうちの1年間ぐらいがピーク時だといふふうに認識をいたしておりました。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から入札制度のあり方の3点につきまして、御答弁させていただきます。

まず、1年間試行してまいりました抽せん型入札制度の総括でございますが、抽せん型入札についてのメリット、デメリット及び原則的廃止理由についてでございます。メリットにつきましては、談合防止への一定の抑止力になったと考えております。デメリットといたしましては、受注意欲のある業者でも抽せんに外れ、入札参加できないなど、入札本来の競争性が損なわれてきております。また、抽せん結果とはいえ連続的に外れる業者があるなど公平性でも問題がありまして、抽せんに外れた業者からは積算に要しました経費は補償してもらえないのかと申し出があったことも事実でございます。

以上のメリット、デメリット等を検討した結果、原則的に抽せん型指名競争入札については廃止するものであります。

続きまして、2点目の低入札価格調査制度への移行についてでございますが、この件につきましては、御指摘のように平成10年4月1日付におきまして、建設省建設経済局長並びに自治省行政局長名にて地方公共団体の公共工事に係る入札契約手続及びその運用のさらなる改善の推進につい

てという通知文書がございまして、多様な入札契約方式の導入、また一般競争入札方式の自主的な対象工事の拡大等、10項目がございまして、その中で、議員御指摘のように低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表ということも1項目ございまして。

この件の現在の実施状況でございますが、大阪府におきましては1億6,000万以上の工事について実施しているところでございまして、先般の新聞報道によりますと、堺市におきましても一定規模以上の工事について来年度から施行すると報じられてございます。私ども原課もこの制度については周知しているところでございまして、情報収集をしている段階でございます。メリットといたしましては、市場原理を導入すればコスト削減が図られるなどはございますが、反面、準備から始めまして審査に膨大な事務がかかり、混乱を招くおそれもあります。当面情報収集に努めまして、本市の実情に合うかどうか見きわめてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

3点目の談合をなくす方法の1つとして、工事完成の保証のあり方についての御質問でございますが、従来の工事完成保証人制度につきましては、数点の問題点が指摘されてきているところでございまして、それにかわるものとしたしまして、金銭的保証制度の活用促進がうたわれてきております。この金銭的保証といたしまして、契約保証金、金銭保証人、履行保証保険、付保割合の低い履行ボンドの4種類がございまして、本市におきましては本年度発注の公共下水道10-1工区管渠築造工事に履行保証制度、いわゆる履行ボンドを試行的に導入してきたところでございます。

今後の予定でございますが、来年の1月より1,000万以上の工事につきましては保証保険にて契約上の債務の履行を確保し、入札手続の透明性、客観性、競争性の向上を図るところとしてございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、大綱2点目の関空の関係のうち、りんくうタウンに係る財政の問題でございますが、平成6年度におきまして一定の税収見通しを立ててございます。その時点で平成8年度から10年度で約1億7,700万の見通しを立ててございますが、実際は平成9年度3,700万、平成10年度は5,400万円の見込み、計9,100万で、平成10年度までで見ますと、見通しといたしましては約8,600万の減となっております。

参考までに申しますと、空港本島も含みます平成4年から10年度におきます税収見通しは、見通し計で申しますと121億8,500万円でしたが、決算計で申しますと154億6,000万円となっておりまして、実質32億7,500万の増となっているところでございます。

副議長（奥和田好吉君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 同和向けの老人の住宅の入居状況でございますが、前畑A棟、前畑B棟合わせまして現在入居戸数20戸でございます。他に1戸入居の許可を与えておりますので、21戸となります。

副議長（奥和田好吉君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方から、関西国際空港問題のうち関西国際空港株式会社と航空運送事業者への固定資産税の特例軽減措置による市財政の影響について御答弁申し上げます。

関西国際空港株式会社への固定資産税の軽減措置につきましては、地方税法第349条の...（林 治君「法律の条文はよろしい」と呼ぶ）これまでの影響額だけということですので、関空株式会社、また航空運送業者等につきましては、平成7年度から課税ベースとなっております。10年度までの影響額でございますが、関西国際空港株式会社につきましては10億7,200万円、また航空運送事業者につきましては4億9,300万円、総額といたしまして15億6,500万円の軽減額でございます。

副議長（奥和田好吉君） 樋口市長公室参与。

市長公室参与（樋口順康君） 関西国際空港問題のうち、空港需要予測と今後の事業費の件を御答弁申し上げます。

国の第7次空港整備7カ年計画によりますと、成田空港の2本目の滑走路、中部新空港の供用も想定の上、関西国際空港の2本目の滑走路等を整備する2007年までには、発着回数が滑走路1本の処理能力の限界である年間16万回を上回ることが予測されております。また、2018年には年間23万回の需要が想定されておまして、空港需要につきましては、昨今の日本の景気停滞、アジアの経済不況等により足踏み傾向となっておりますが、第7次空整の長期見通しでは、日本全体の国際空港の伸び率を7年から12年では年率平均3.9%、12年から17年を年率3.2%と予測しておまして、日本の過去5年の実績は平均7%の伸びであったことから、高い数字ではないと思われまます。

また、アジア・太平洋地域の平成9年から13年の伸びは下方修正されておりまして、4.4%の伸びが見込まれておりまして、長期的には増加傾向にあると示されております。

加えまして、先般開催されました環境影響評価準備書の住民説明会のおきまして、関空の2期の需要予測の見積もりが過大ではないかとの質問に対しまして、過去の長期間の経済指標や航空客数などをもとに予測したものであり、今後単純な年平均4%程度の伸び率と想定しており、過大とは考えていないとの関空会社からの説明もございました。

これらのことを勘案いたしますと、この需要予測につきましては、大きな前提条件の変化がない限り信用できるものと考えております。

続きまして、事業費のことですが、関空の1期事業が行われた海域は、平均水深は約18メートル、海底には厚さ20メートルにも及ぶ軟弱な沖積粘土層が広がっておりまして、さらにその下に洪積粘土層が横たわる非常に厳しい条件のもとでの埋め立て工事でありました。そのため当初事業費が、想定以上の沈下対策などのため増加したところでありまして、今回2期事業につきましてはさらに沖合で埋め立て工事が実施されますが、1期事業の経験や1期島における沈下観測、工事海域でのボーリング調査結果等を踏まえ算定されたものであり、事業費の増加はまずないということをお聞きいたしているところでございます。この点につきましては、環境影響評価準備書の住民説明会においても質問がございまして、関西国際空港会社からその旨説明をされておりますので、現段階では事業費の増大を招くことはないものと考えております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 林議員御質問の老人対策についての集会場問題について御答弁申し上げます。

本市では、高齢者の教養の向上、心身の健康の増進を図ることを目的としまして、昭和46年に東信達老人集会場の建設に着手以来、逐次計画的に進めてまいりました。

現在、本市では25カ所の老人集会場があり、おのこの集会場とも地域に密着した施設として老人クラブの会合を初め、高齢者の食事会やレクリエーションの場として広く市民に利用していただいているところであり

ます。

御指摘の樽井地区での集会場の新設でございますが、世帯数あるいは老人クラブ会員数からいって、もう1カ所必要ではないかと、このように思われます。このことについては以前にも述べさせていただいたところでございますが、地元で用地の確保が可能となれば我々としても検討してまいりたいと、このように思っております。しかし、現在集会場のない地域もございまして、今後の老人集会場の建設につきましては、まずそのない地区から優先的に進めてまいりたいと、このように考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（奥和田好吉君） 答弁漏れありませんか。———林君。

22番（林 治君） それでは、できるだけ順序に沿って再質問をしていきたいというふうに思います。

まず、情報公開条例の問題についてであります。この問題についてことしの3月ですか、庁内で検討のプロジェクトチームをつくられたということですが、これはこれまでに何回ぐらいこの会合を開いておられるのか。それと、これについては庁内のそのプロジェクトチームで案文をつくって議会に提案をされるということになるのかどうかですね。その辺のまず段取りというんですか、対応の問題についてまず1点と。

あと、今市長の方から基本的には全体として憲法上の国民の知る権利、これに沿ったものとして、そのことは具体的にはっきりとさしたのものとして提案されるということをお聞きしましたので、この点は目的として一番大事な点ですから、私はそのことは確認をしておいて、まず今のその点から簡潔に少しお尋ねしておきたいと思っております。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 情報公開の再質問の中で、プロジェクトチームでの会合ということでございますけれども、ことしの2月にそのプロジェクトチームを組織いたしまして、種々検討を重ねてきておまして、素案として現在作成の最終段階まで来ておるところでございます。その中での会議の開催でございますけれども、全体的には5回と部会で5回、計10回ほど会合を開いてきてるということでございます。

それと、今後の進め方でございますけれども、この素案については素案として完成して市長まで上げられるのは年明けになると思っておりますから、そ

の中でチェックした中で、その後今までの質問者にも答えておりますように議会の方へ、実施主体の問題もございますから、その辺も含めて御相談をさせていただくということで進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） それでは、実施機関について議会にということは、その実施機関の中に議会を入れるかどうかということを経済との調整、協議ということだと思っておりますが、これはお受けした段階で議長の方から我々にも協議があると思っております。

ただ、私、昨今の状況からこの実施機関の問題で、特に一部事務組合の問題ですね。清掃組合ね。ダイオキシン問題と云ったらこれは実際風の向きやなんかからいえば、隣に浜地区の議員さんもおられますけども、ダイオキシンからいえば、これは相当風では樽井もそうですし、こういう問題になるとやっぱり市だけではだめ、清掃事務組合の情報も当然公開してほしいということがまずあると思っておりますよ。この辺は市長、どういうふうに対応されるんでしょう。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 本市の関係する一部事務組合として、泉南清掃事務組合と大阪湾岸南部流域下水道組合、2つございます。特に今ありましたダイオキシン等については、既にこういう条例があるなしにかかわらず、数値的な調査等についてはもう公表といたしますか、をやっております。ですけども、一応市の方でこの公開条例ができた段階で、引き続いて一部事務組合にも導入をしていきたいと、基本的にこういう考えを持っております。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 今のお答えいただいて、ほかの実施機関では、いろいろと農業委員会とか監査委員とか、また独立した機関の問題とかいろいろあると思っておりますが、これらについてはまた今後の協議で具体化していただけたらと思っておりますが、その際基本的な内容として情報の不開示の際には請求者への説明責任をちゃんとするのかどうかとか、請求を拒否する場合には少なくともその情報があるのかどうか、いわゆるその存否を明らかにするとか、不服申し立てがあった場合にはその救済措置をどうするか

といったこと。それから、基本的な内容として公務員の公務についてのプライバシー問題です。もちろんこの条例とともに個人情報の保護条例というのがきちっと基本的人権を守る立場から確立を同時にしなければならぬと思うんですが、公務員のプライバシーの問題ですね。この点はどういうふうにお考えでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 林議員の再度の質問でございますけれども、不開示のときの請求者への説明でございますけれども、我々今考えておりますのは情報公開担当課で請求に対する受け付け、相談等を一元的に行うものとしておりまして、情報公開担当課においては開示請求しようとする者の相談に応じながら、情報提供で対応できる情報については迅速に提供するように考えておるところでございます。一方、所管課におきましては、開示、不開示の判断をし、決定を行うこととするように考えております。すなわち、決定を行うに当たりましては、不開示の場合、本人に通知する際に通知書に不開示の理由等を明記して通知をしていくというふうにお考えおるところでございます。

それと、拒否する場合の情報の存否でございますけれども、情報が不存在の場合は請求者に不存在通知によりまして不存在であることを明らかにしたいというふうにお考えしております。それと、不服申し立てにつきましては、制度の運用に関する第三者機関、そういう機関の設置が必要であるというふうにお考えおるところでございます。

それと、公務員の関係でございますけれども、開示してはならない公文書ということで、公務員の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員の職に関する情報ということで考えております。

以上でございます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 今の最後ちょっとわかりにくかったんですが、当然公務にかかわる——公務にかかわるですよ、公務員の皆さんもプライバシーは当然個人としては持っておられるわけですが、公務にかかわってはそういうプライバシーということは考えないというふうにお聞きしてよろしいですね。

それでは次に、市長、清樟会では国の法律の云々ということとか、法律

上政治家が後援会を持って悪いとか、そういうことを言うてるんじゃないんです。法律上厳しくなってるというのもわかっています。しかし、清樟会も鳳凰会の名前を変えただけの実際上の中身のもの、受けたとき、継続したときは、そこから市長は、我々議会でのこういう議論の中で、いわゆるゼネコンは遠慮していただくと言っていますけれど、実際上私がいろいろ調べてみますと、例えばこの間の事業もそうです。10-1工区についてもそうです。これはさきの議会で具体的に明らかにしました。7年度の時にもまだ具体的に入っておったんです。いわゆる今度の落札、3企業でジョイント組んで、6企業体が入札参加した18業者、このうちの8業者が少なくとも平成7年度には会員として存在しておったんです。

その後よく見ますと、会社の名前はなくなったけれども、次にそのときの会社の責任者が個人でやっぱり入っておったと、こういう形があるんですよ。個人で、その会社の責任者、名前出てる同じ人が。だから私どもはそういうことも含めて、これまでにちゃんと会費を納めてきたんやから入れさせえと、こういうことになってるんじゃないかなという懸念をしております。

ちなみに、ゼネコン市外業者、全部で何社泉南市に指名業者として登録されておりますか。その点についてお尋ねしたい。

副議長（奥和田好吉君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 申しわけございません。今手元に資料がございませんので、よろしく申し上げます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） すぐちょっと、そのぐらいは担当の方では常識的に知っておいていただく数字だと思うんですよ。担当課長がおるでしょう。それが来たらすぐ報告してください。

ですから私は、市長は入ってもらっておりませんが、まだ入っておるんですね。いろいろと市の行政にかかわる仕事について。ゼネコンだけやないですよ。駅前再開発も含めてですよ。だからやっぱりそういうことでは要らない疑惑を持たれて当たり前なんです。このままでは、現状では。だからやっぱりきちっとこのことについて。昨日政治家たる者ということで、そこで我々議員にも、大先輩をつかまえて市長が政治家のあるべき姿について言われた。いろいろと迎合したらいかんとか、ぶれた

らいかんとか、問題は市民の利益を第一にして、これはそのことでぶれたらいかんし、そしてそのためには営利を目的とする企業に迎合しちやいかなのですよ。あくまでも市民の側に立ってやるべきなんです。市民との間で迎合したらいかんというのは、それはお門違いの話だと思いますよ。市長はこの点についてどう考えていますか。まあ、今の数字が来ればはっきりするんですけどね。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 政治家を支援する後援団体、これは各政治家、皆お持ちだというふうに思います。ですから、私もその範囲内で幾つかございます。しかし、それは公明正大にきちっと当然府の選管の方にも届けもいたしておりますし、それから公開されてるわけでございますから、それを見ていただければというふうに思います。

それから、特に入札等に関しては、一切そういう迎合的なことはやっておりません。迎合はいたしておりません。私は一切指名にかかわれないシステムにいたしておりますし、新たにそういう一般競争入札とか新しい制度をどんどん導入しておりますから、そういうことは一切ございません。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 市長がどんなに言っても、全部で1,500社近く市外業者いろいろあると思うんです。そのうちゼネコンが全部という意味じゃありませんけども、その中で清樟会の会員が、市長が言うようにいわゆる表立っては減ってきてますが、しかし、その人たちが結局泉南市のこのわずか10社ほどの入札にきちっと参加してきてるんですよ。

それから、ちゃんと法律上云々というのは、そらおかしな話で、泉南の市政に責任を持つ市長の後援会に何で市外の業者が入らなあかんのですか。例えば営利を目的とする、これ自身が大問題なんですよ。何を応援してもらうんですか、あなたは。結局それらの業者はここでの泉南市の仕事が欲しいからやってるんでしょう。

第一、清樟会というのは事務所を持って事務員抱えてるんですよ。何で市長の後援会になれば事務員抱えて、それ何やってますねん。年に1回ゴルフやる、飲食やる。そのことにわざわざ何でそういう組織が必要なんですか。そこへ企業の金が行ってるんですよ。だから、この間の一番直近の11月2日の臨時議会で可決されたあの14億の件もそうです。扇のかな

めにあなたがおるんです。清樟会がおるんですよ。これは鳳凰会からずうっと引き続いて同じ人がやってますよ。いろいろうわさは今まであるんですから。だから、そんなことはだめなんです。きっぱりと縁を切れというのは、あなたはきのう政治家のモラルについても言うたでしょう。どうなんですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） はっきりしておきたいことがございますが、現在そういうゼネコンというのは入っておりません。（林 治君「入ってますよ」と呼ぶ）入っておりません。

それから、この前の10-1工区は一般競争入札です。市の方から指名はいたしておりません。やりたいという意欲のある業者が参画するというのが一般競争入札でございます。ですから、経審点で一定の水準は定めておりますが、オープン参加でございますから、その点十分御理解をいただきたいと思えます。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 笑わせるなど言いたいんですよ。この不況のときに約14億に上る仕事ですよ。それには手のついた業者しか来ないんですよ。実際問題、地元にかかわりのある。それは清樟会という、そういうところで泉南市の仕事が押さえられてるということやから、それ以外の業者は入らないんですよ。これは業界の定めですわ。大体それをぬけぬけと市長がそういう言い方をしてるというのは、あなたこの問題のプロですよ。一番そのことをよく知ってるんですよ。私は手を添えてないと。あなたは市長ですから一切の権限持ってるんですよ。助役にやらしてるじゃないですか、実際問題として。そんな、まあいえば知らん人が聞けば、素人が聞けばだませるようなことを言ってたら、そらおかしいですよ。ここに清樟会のちゃんと名簿も皆ありますよ。鳳凰会以来の名簿があるんですよ。ちゃんと入ってるんですから。仕事をもらったら後抜けていってますけどね。

だから私は言ってるんですよ。こういう清樟会が何で事務所持って、職員置いてやらないかんですか。それは全部市外業者の金でやってるんでしょう。そんな紛らわしいものを市長はいつまで置いとくんですかと言いたいんですよ。もっと正々堂々と、ほんとに泉南の市民一人一人に後援会に入ってもらったらいいんじゃないですか。そうでしょう。そのことを私

は言ってるんです。私は市長のために言ってるんですよ、同時に。そういう市長の態度が、例えばこの間の14億の仕事が、和気議員が明らかにしたように高値で、予定価格から見れば99.145%ですか。そんな高い、これはもう100%談合だと言われるわけです。そういうことができる組織がそこにあるから、それができるんですよ。

こればかり言うてると、あと若干の問題行きたいのが、特に時間がないので空港問題についてはちょっと省かざるを得なくなってきたんですが、私は入札問題で同じように、まずこの基本をはっきりしないと、あとの制度をどないしたってどうにもなりません。

私どもは思うのには、入札には予定価格とそれから最低制限価格がありますから、今何を苦労してるかと。例えばいわゆるたたきという本当の競争になると最低制限価格、これが大問題なんです。これがばれてたらえらいことです。そうでしょう。私どもは最低制限価格はもう事前に公表しなさい、こう言ってます。市長にこの間も要望書として出しました。このことが制度上ほんとにいいかどうかという問題もまだまだあるんですよ。私だって確信はありませんが、少なくとも最低制限価格をだれかに聞きに行くようなことは、業者はやったってもうできなくなる。これが大事です。阪南市で、裁判でそのことが今あらわれてるんです。裁判で市もかわりがあると。今民事訴訟やってますよ、この問題でも。そんな事例は幾らでもあるんです。だから泉南市に絶対ないとは言えない、こういう状況であれば。

それで、まず入札制度で先に抽せん型の問題、これ見ると平均では全部で予定価格の75.62%、ちょっと私計算する時間の余裕がなかってできておらんのですが、こういうふうに予定価格の75.6%で平均で落札してきてると。これは市民の税金が本当の意味での競争で落札された。業者も努力した。私はこれでいいと思いますよ。なぜこれがだめなんですか。なぜここでやめるんですか。おかしいじゃないですか。業者が言うてきたからこれやめるんですか。市長はこの前の議会、9月定例会では業者から言うてきた言うてきたと言いますが、なぜやめるんですか。

まさに競争入札を公正にやる。これで最低制限価格がばれてなかったら、これ100%いいんですよ。最高なんです。だから、あとはそのとこだけきちっとすれば、私はこの抽せん型制度というのは、これは少なくとも

もったきちっと、1年間ぐらいじゃなしに詰めてやるべきですよ。どうですか、市長。本当に市民の税金なんですよ。これ、99.2%でこの数字と合わしたら14億で3億違うんですよ。この前の市外業者に出した分は。これ、市内の業者ばかりですけども。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） その率を単純に比較するということではできません。工事内容あるいは見積もりの精度の問題とか、いろいろありますから。それはちょっと私の考えと違います。

それから、抽せん型指名競争入札、9,000万以上で試行いたしました。私は非常に大きな効果があったというふうに思います。効果は確かにあった分があるんですが、9,000万円以上の仕事というのは年間、泉南市の場合そうたくさんございませぬ。そうなりますと、統計をとりますと、これは100回ぐらいあれば抽せんですから確率5割に近づいていくんですけども、限られた本数の中で倍の業者を指名して、1次で抽せんしますと、抽せんの強い弱いがあって、結果としてすべて抽せんに勝つところと全敗組と出てきておると。そうしますと、その全敗組は本来の指名に入れないわけですね。そうしますと、年間限られた件数の中で一回も指名に入らないというようなことも出てきたわけですね。ですから、そういう不合理性もありますから、今回改めて普通に戻しますが、そういう談合の情報があった場合に抽せんに切りかえると、こういう形にします。

副議長（奥和田好吉君） 林君。

22番（林 治君） 時間の関係もありますから、市長、大体何度もそのお話聞いたんですよ。問題はいろいろ私は、市長は効果があったと。効果があったと言うておきながら、効果があったということはそういう談合ではなしに、市民にとってほんとの意味での競争入札の結果としてそういう価格でやってもらえると。いわゆる高値談合というのではないと。そうすると、この抽せん型をもっと続けるのにどうしたらよいかと。例えば9,000万より下げるとか、それから業者云々ですが、当たる業者ばかりって、別に当たってる、仕事持ってる業者は横へ置いといたらいいいんですがな。入れんといたらいいいんですがな。入れずにあと入札をやればいいんですよ。

だから、そういうことも含めて、もう少し広げて参加できる業者をふやしてやればいいわけで、何かそういう努力をね、行政の側の努力でできる

ことを市民のために私はきちっとすべきだと思うんです。そこのところが、何かどうもそのことが市の側から出てこない。いろいろ理由は言われましたよ。さきに総務部長が言いましたけども、そういう理由は行政の側の努力で一定解消できる問題もあるじゃないですか。どうなんですか。私はもっとこの抽せん型について、何か庁内、一般の中でもいろいろ意見、うわさしてる。これはおかしな話ですが、抽せん型のことについて、私は業者の立場じゃなしに市民の立場で、やっぱり業者も泉南の業者であれば市民にまじめに、例えばペーパーカンパニーはなくすとかいうことも含めて、みずからそんなことしないとか同族会社をなくすとか、いろいろやってやらないかんと思うんです。その点どうでしょうか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 取りのきはもう今既にやっていますからね。一回取れば次は指名に入りませんから、それは既にやっております。やってるでしょう。やっていますでしょう。（林 治君「そうやって、ちゃんといろいろやる方法もあるやないか」と呼ぶ）

それから、先ほど言いました効果もあります、欠点も出てきたわけですね。（林 治君「欠点はしれてるよ」と呼ぶ）当初予期しなかったですね。ですから、すべてなくすということじゃなしに、問題は談合を予防するというのがこの目的でありますから、1年間試行した中で談合情報があった場合には急遽抽せんをして絞り込むと、こういう方式にするということですから、御理解をいただきたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 以上で林議員の質問を終結いたします。

これにて一般質問を終結いたします。

1時15分まで休憩いたします。

午後0時 1分 休憩

午後1時17分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第3、泉南監報告第15号 例月現金出納検査結果報告から日程第5、泉南監報告第17号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 谷 外嗣君。

監査委員（谷 外嗣君） それでは、議長の許可を得ましたので、ただいま

から平成10年8月、9月、10月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、平成10年8月分は10月5日に、平成10年9月分は11月4日に、黒須監査委員と和気前監査委員が検査を執行いたしました。平成10年10月分は12月2日に、黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、現金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われたと認定いたします。

以上、甚だ簡単であります。検査報告といたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 新しく谷議員が監査になられて、私も谷氏を推薦した者として、ぜひ市民の期待にこたえて監査をよろしくお願いしたいと思います。

3件報告の中で、17号が谷監査委員自身が監査をされたということがあります。これの報告書の中で、税の徴収率が議会の中でも大変問題になっておりますし、数字的にも大変悪いということ、このこと自身は行政自身もだれが税を納めておらないかは具体的に知っておると思えますし、監査もある程度その点は把握をしていらっしゃると思うんですが、毎年努力をしても一向に数字が上がらないし、こういうことでは市民の信頼を得られないと思えます。

この表を見ますと、監査の最後の17号でまいりますと、市民税では前年度が53.21%ですね、調定額に対する徴収率が。今年度が51%とより数字が悪くなっておるわけでありまして。それから、特別徴収でありますいわゆる100%入るであろうという源泉徴収による税収も、同じ状況でやはり数字が低くなっておるわけですね。特別徴収でいきますと前年度50.15%に対して今年度は46.6というように数字が大変悪くなっておるわけなんです。倒産というものもあって、働いてる人からは税を徴収しておりながら、現実には市に税が入らないということも起こるのではないかなという今の状況から思いますので、この辺の問題について新しく監査委員になられましたので、新しい目でひとつ監査委員のお考えをお聞かせ

いただきたいと思ひます。

議長（藪野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 小山議員の御質問であります、経済状況は言われるとおり非常に冷え込んでおりました、税収の落ち込みが激しいということでございますが、それをどう税収アップをするかということは、前監査委員も指摘をされておりましたコンピューターを使った階層別のチェックや、あるいは収入別を、コンピューター導入をしてその辺をはっきりすると。それだけでは当然できないわけでありまして、いろんな方法をやっけていかないと税収の伸びに持っていくわけにはいかないと思ひます。特に今年度御存じのとおり空港の入りをはきますと、78.数%という非常に低い徴収率になっております。だから、そういう意味では法的処置も含めてこれから考えていかなければいけないと思ひておりますので、どうぞよろしくお願ひをいたします。

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 新しく就任をされましたので、ぜひひとつ新しい目で監査をいただいて、この徴収率が悪い問題については、ひとつ成果が出るようなことをぜひ期待をしておきたいと思ひます。

若干これを見た中で、税収の状況はあるわけなんですけども、一方に収入の面であります使用料ですね。そういうものが一般会計とグロスにして書かれておって、その詳しい事情はないわけで、これはできれば次回からの監査報告の中には、使用料についてもかなり滞納があるということも言われておりますので、この辺の報告もできたら議会にできるように、技術的なこともあると思ひますが、御検討いただきたいと思ひます。

それから、全体で10億円ぐらいの一時借入れをやっておられるので、これも下水道なんかは国の起債とか補助が大変多い部分でございますが、下水道が大変大きな歳入不足ということで一時借入れして、一般会計からの余った金を運用しとる部分があるんですけども、こういうものはぜひ国の方に働きかければ、地方財政を圧迫しているこういう下水道会計については、早くお金を入れてもらうような処置もぜひ御指導をいただきたいと思ひます。

それからもう1つは、農協の問題で、今回の報告を見ますと農協にもまだ1,570万と40万というものが定期預金として預けられております。

この問題については、市がいち早く農協からお金を引き揚げたという問題で新聞にも載ったわけなんですけど、やはり農協の問題があるにしても、農家の素朴な組合が金融機関として、またそれ以外のいろんな働きをしている大事な機関でありますので、こういう単に、私からいえば何か責任をかぶることを回避して、自分だけ危険なところから去ってしまうような印象を与えるので、もう少しこの辺は政治家として行政に、やはり市民に基本的には不安のないように、もちろん責任は追及されるでありますけども、やはり農協というものを大事にして、今回でも一時借入れの10億円を一般の銀行から借入れとるわけですね。

農協というのは金を集めれても、なかなか貸す場がないということで、銀行を通じて貸して、あの住専処理のときに貸しても責任あるやないかと居直られて、えらい目に遭った問題があるんですけども、やはり農協のお金をむしろ借り入れて、銀行に金利を払うのであれば農協に払うようなことも政治家としての判断が要るんじゃないかなという感じを、この部分を見て思いましたので、監査委員としてもそのようなことが参考になれば、ひとつ生かして監査に当たっていただければと思います。意見にかえときます。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 数点質問させていただきます。

公共施設整備基金が8月末日現在、8月分ですね、これ単位書いてないんですけども、これは利子だと思うので、4,092円となっておりますが、以降増減はことし見られないんですけども、公債費管理基金及び公共施設整備基金、取り崩し年度というのが何年かにわたって、とりわけ平成9年度が主ですけども、取り崩されてきてると。これ見ても、公共施設整備基金はかなり少ない16億程度になっておりますし、公債費管理基金も非常に乏しくなっております。今後この辺をどう考えてらっしゃるのか、どういうふうに監査されているのか、お尋ねいたします。

もう1点、国民健康保険について、去年の決算でも不納欠損が4億3,817万円、収入未済額が4億6,096万円と、大体4億5,000万円前後っております。ことしの報告にいたしましても一時借入金600万とかいう形で出ておりますが、この辺の不納欠損及び収入未済額等についてどのように監査委員として対処されているのか、その点についてお聞きした

いと思います。

議長（薮野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 御質問の中の公債費基金、数字的なものは事務局からお願いをしたいと思いますので、そのほかのあれは、政治的なことも含めて監査委員だけでは答弁できないものがあるかと思います。そういう意味では、数字的なものは事務局からしていただきますが、まだ1カ月ちょっと、2カ月もたっておりませんので、今勉強中のものですから、その辺も含めて数字的なものは事務局の方から答弁していただきます。

議長（薮野 勤君） 小西監査委員事務局長。

監査委員事務局長兼公平委員会参事（小西 優君） お答えします。

先ほど北出議員さんが公共施設整備基金の4,092円の件をちょっと言われましたので、その件だけお答えします。8月に公共施設整備基金で4,092円が入ってるんですけど、それは一応誤りということで、9月の表をちょっと見ていただければ、監報告第16号ですね、それでちょっとこれは、4,092円というのは預金利子でありまして、本来一般会計の財産収入として計上すべきものを、8月に誤って基金の方に4,092円増ということでしたんで、9月の段階で減ということで誤りを訂正してるということで理解しております。一応数字の件はそういうことです。よろしく。

議長（薮野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 数字はそういうことだったんですけども、まだ監査委員になられて期間もないので判断しにくいかと思うんですけども、私申し上げたのは、公共施設整備基金がこの状態で今後どうなるのか。市債発行の原資にもなりますし、今後これをどう取り崩すかというふうなことに対して、例えば行政監査をどのようになされているか。

それと、国民健康保険の現状が、不納欠損、収入未済額というのが大体4億5,000万ぐらいいつも発生しておりますから、これは制度の問題が一番大きいんでございますけれども、老人医療を含めているんな問題が、介護保険も含めて問題になっているさなかに、この辺を監査委員としてどのように判断されるのかということだけ、一言だけでもいただければと思いますが。

議長（薮野 勤君） 谷君。

監査委員（谷 外嗣君） 基金のあり方については、いろいろなあれがあると思いますが、適正に当然監査しなければいけないと。今のところ適正に進めてまいりたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 以上で監査委員の報告に対する質疑を終結いたします。
以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案7号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び平成9年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の報告及び議案のうち、議案7号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び平成9年度各会計決算認定20件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第6、報告第1号 平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

報告書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔報告書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました報告第1号、平成9年度大阪府泉南市下水道事業特別会計継続費精算報告書について御説明を申し上げます。

下水道建設費、南海軌道横断管渠築造工事について、平成7年度から平成9年度までの3年間の継続費を設定し事業を進めてまいりましたが、その事業が完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により精算報告をいたします。

本事業の総支出済額は7億7,110万9,500円でございます、詳細

につきましては議案書の3ページをごらんいただきたいと思います。存じます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

以上で本件に関する質疑を終結いたします。

以上で本報告を終わります。

次に、日程第7、議案第1号 泉南市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案書を朗読いたさせます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔 議案書朗読 〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市教育委員会委員の任命について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市教育委員会委員亀岡 弘氏は、平成11年1月31日をもって任期満了となりますが、泉南市教育委員会委員として最適任者と認め再任いたしたいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、亀岡 弘氏の経歴につきましては、議案書7ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——成田君。

14番（成田政彦君） 1つは、現在の教育委員の年齢と職業をちょっと教えてほしい。それを質問いたします。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 教育委員さんは5名おられます。そのうち会社役員、それから大学教授、それから医師、それから薬剤師等の方がおられます。年齢につきましては、72歳の方、それから68歳、それから5

6歳、57歳、それから72歳という方でございます。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 私は、今日の教育行政が抱える問題で、特に教育委員会は義務教育に対するの責任を持つと思うんですけど、中学校、小学校の非行問題が非常に低年齢化してきとるということで、今度大阪府の教育委員会は教育委員に新しい人をつけ加えたんですけど、私は年齢がたつとるからといって悪いという意味ではないんですけど、小学生を抱えた親御さん、中学生を抱えた親御さんなど、家庭の主婦とか、現実的に今の子供たちの願いとかそういうことが身近に反映できるそういう人を、やはり若い人、特に40代、30代の人たちを教育委員に任命するということが私は非常に必要ではないかと思うんです。

会社役員、大学教授、医師、薬剤師、職業としては知的層が多いんですけど、こういう人たちの年齢を見ましても、現代の教育問題を正しく認識して、それが教育行政に反映できるかどうか。その点については今の教育委員会の制度そのものがもう体制危機、いわゆる消耗してきて、教育行政そのものが非行問題とかそれから現代の教育問題にこたえ切れないうところに来ると、こういう点で市長も今の非行問題など考えたらもっと若い人を大胆に教育委員に、特に家庭の主婦やなんかとか、現実的に子供を抱えて子供を育てておるそういう人たちを教育委員に選ぶことが、今非常に私は、自分自身が地域でいろいろ子供たちの現状を見ると、やはり今の教育行政には子供たちの願いとか現場のそういうものを反映してないんじゃないかという気がするんです。

話は違うんですが、この間同和行政の問題で、全解連の問題があったんですけど、あのときでもあの教育委員の人たちはほんとに同和問題をどのように認識しとるのかと。例えば、全解連の問題で、もしその回答についていろいろ意見があったら、その人たちはどのように教育委員会で話されて、そういう点が記録を見ても、ほとんど行政事務の人たちの手で教育委員会そのものが回されとるという僕は感じがするんですけど、その点市長にちょっとお伺いするんですけど、現在の教育委員会の体制として、現状の教育問題にこたえ切れておるのかと。72から56の人たちなんですけど、その点どういうふうに市長は考えられておるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） どういう方を教育委員にお願いするかということですが、基本的には新任の場合できるだけ若い方の登用をしていきたいというふうに思っております。それと、余り長く同じ職にとどまるというのも、またいろいろ課題も出てこようかというふうに思いますので、教育委員の場合は任期４年ということですが、そういう場合、いわゆる４年任期の場合については、一応最大３期程度にいたしたいなというふうに思っているところでございます。

それで、この前お２人の方に新たに交代をしていただいたわけですが、そういう方々は５０代の前半の若い方々にお願いをしたという経緯もでございます。ですから、もちろん今後そういう形でできるだけ新規登用の場合は若い方にもお願いをしていきたいというふうに思っております。

それと、今の教育委員さんが教育委員として十分現代の教育に対して対応しているかどうかということですが、これは私そういう教育現場、教育の中身に立ち入ることは差し控えたいと思いますが、当然教育委員会としてその責務を十分果たしていただいているというふうに思っております。

議長（薮野 勤君） 成田君。

14番（成田政彦君） 市長の言うた４年で１期で３期だと大体１２年ですから、５６としても全うしたら３期やったらみんな６０を過ぎるということで、私は団塊の世代のはしりなんですけど、今最も教育で悩んでる団塊の世代から下の人たちはいまだに教育委員にはなっていないし、失礼ですけど、５６というと戦中派やね。だから私は、僕らの世代でも５１ですからそんなに新しいとは言えないんですけど、子育てで一番そういう要求のある世代、４０前後ですね。こういう人たちが３期やったらちょうど５２になりますので、こういう世代を積極的に入れるということが新しい感覚で今の教育問題が反映できると。私はそういう点で教育委員会にはちょっとずれがあるんじゃないかという気が非常にするんですけど、市長はそう言いますので、教育長としては、あなたは今度退任される予定なんですけど、長い間御苦労さんでした。今後、新しい人を推薦するに当たって、市長は教育に専門職でないもので、教育の現場から見て積極的に４０代のそういう人たちを、今の教育委員会を新しくもっと現場の父母の、現代の教育問

題を反映させる、そういう教育委員さんを今度もっと僕は選ぶべきではないかと思うんですが、その点はどうか。

議長（藪野 勤君） 赤井教育長。

教育長（赤井 悟君） 御質問でございますので、私がお答えするのは妥当かどうかはちょっと戸惑っておるんですが、教育委員を選任するにつきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、まず委員は当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育、学術及び文化——以下、単に教育と言いますが——に関し識見を有する者のうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すると、こうなっておりますので、そうなりますといわゆる学術、文化というあたりのところではかなり選任が難しい部分もあるかと思うんですが、先ほど議員仰せのように、現在の教育事情から考えて、当然できるだけ若い方というふうな御意見はうなずける部分もございます。ただ、これは市長権限の範囲の部分でございますので、その程度の私の意見にとどめさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（藪野 勤君） 質疑はありますか。——成田君、限度を超えておりますので。まだ指名しておりませんから。大体今の中で限度3回を超えておりますので、その辺の配慮を。成田君。

14番（成田政彦君） 私は教育委員の任命について、今のいわゆる非行問題、そしてそういう問題が教育委員会に適切に反映されて、子供たちの心が教育委員会でよく論議されて、そういう心の通った教育委員会のそういうのが必要だと思うんですわ。教育委員の年齢についても若ければええというものでは僕は決してないんですけど、しかし、今の時代を反映される、そういう人たちを僕はもっと教育委員に任命して、議論の活発な、そういう教育委員会が私は必要だと思うんです。

もう戦後50年、民主主義の体制がここまで来て、そういう点の教育委員を、ずっと教育委員の任命を見とるんですけど、少なくとも団塊の世代はいまだに入っていないし、そういう点ではもっと、こういう選ぶに当たってはいろんなのがあるような感じなんですけど、大胆にもっと登用を。そうでないと現代の教育問題をやっぱりきちっと教育委員会そのものは行政上に反映できないものがあるんじゃないかと私は思うんです。その点でも

う一度市長にお伺いして、次の教育委員会の任命についてはもっと若い人、次また来ますから、任命するにはもっと若くて、もっと教育の世代、今教育をしとる世代、そういう人たちで学識豊かなそういう人をできれば私は選んでほしい。できれば主婦がいいと思うんで、その点市長に最後に聞いて終わりたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 教育委員、私どもの方でお願いをしておりますけれども、先ほど申し上げましたように、基本的にはこれからの時代でありますから、新任の場合は比較的年齢の若い方にお願いをしていきたいというふうに思いますが、今具体的に例えば主婦とか云々という話がございましたけども、そういう特定して考えるということではなしに、広く人材を探していきたいというふうに思っております。御意見は参考にさせていただきたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 質疑はありませんか。———北出君。

21番（北出寧啓君） 簡単にお尋ねします。

市長、今大体御意見で若い方を、あるいは3期12年ということを経済にするということなんですけれども、大体今見させていただいて、医師とか薬剤師という形で出ております。教育長がさっきおっしゃいましたやっぱり教育、学術、文化ということで、地方教育行政の運営に関する法というのはそうっております。その枠組みの中、今後どういう職種の人を可能性として選ぶような御判断されてるのか。もしお考えがあれば、おっしゃっていただきたい。見る限り医師と薬剤師と会社役員ということで今なっておりますけれども。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 特に職業に関してどういう職種ということについては一切限定はいたしておりません。その人ありきでございますので、その中の方が職業がどういう方々かというのはあるかというふうに思いますが、職業を先にとりという考えは持っておりませんので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） ただ、私言わしていただいたのは、一応文言、条例に教育、学術、文化という枠がございます。それともう1点、教育長とい

うのは教育委員会の指揮、監督のもとにということがありますので、教育委員会は教育長を指揮、監督するわけですから、その辺でどういう枠組みかというふうに御質問さしていただいたんですけれども、それはそれで結構でございます。

簡単に終わらせていただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 教育委員会というのは、なかなか市民になじみが薄いと思うんですね。一体何をやっておるのかということがなかなかわかりにくい。私も過去2回、教育委員会を傍聴させていただきました。しかし、傍聴させてほしいということも、部屋が狭いとか、いつ開かれるかということがわからずに、議員であれば強く聞くことによってわかるんですけども、市民は教育委員会が開かれること自体をなかなかわからない。

教育委員会も傍聴すると緊張して、自由な意見が言えないみたいな雰囲気があって、我々公の人間が開かれたところで議論ができるという訓練は当然せなあかんわけですね。そういう点で、いやしくも公開の場でやったら意見が言えないというような公的な人がおってもらっては困るわけなんですけども、そういう点でこれは議会の同意事項ですからね、市長の考えだけで選べないということで、大変重要な議案であります。

そういう点で、教育委員の同意を求めるのに出してくる場合の手続というのが私は要ると思うんですね。我々はここで否決したらいいやないか、気に入らんかったらということにも理屈上はなりますけども、なかなかそうはいかないので、かといって東京の中野区のように公選制ということもまだ導入されておらないわけで、もう少しやはり教育委員会を選ぶ場合に議会の同意、議会の意見も十分反映される形で提案できるような手法をやらないと、市民もなかなか教育委員会そのものを理解することもできにくいわけですから、そういう教育委員会をここへ提案する手法について、今の制度も含めて市長はどういうふうに、開かれた市政という面から今の制度の問題点と、それから今後こう改めるべきだという考えがあれば言っていただきたいと思いますと思うんですが、いかがですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） これは御承知のように長が選任するということになっているわけでございます。ですから、事前に議会の皆さんに御相談をする

というべき性質のものではございません。したがって、私どもの方で、教育委員会の意見は私の権限で聞くということにはあり得ると思いますが、しかし、責任を持って我々が御提案をするということでございますから、その範囲内でひとつ御審議をいただきたいということでございまして、現在のシステムどおり今後もいきます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 市長は行政の中におるから、今の行政の問題点もやはりよく知っておると思うんですね。決して今のシステムがベターでないことは、それは当然ですよ。人間がやってること。当然その欠陥なり問題点があれば、それはこういう問題点があるということでみんな協議をしながら、やはり今私が言ったように、教育委員会をいつ開いとるか市民はほとんど知りませんよ。私、初めて傍聴したときに、こうやっていわゆる委員以外が傍聴するのは初めてだと言われたんですよ。それが正常な形ですか。

だから、市長はこういう方法でいきたいと言うけども、欠陥があれば直していかないといけないんじゃないですか。そういうことをちゃんと例を出して提起しとるわけですから、あなた居直ったようにこのままいきますのやということじゃ議論にならないじゃないですか。だからもう少し、議論ですからあなたも正しいことを言うでしようが、私かってやっぱり1つの考え方を持って言っとるわけですから、そういうことで議論を深めながらよりよい制度をつくっていくというのが議会の場じゃないですか。あなたの今の答弁だったら、私が一生懸命言ったことを何にも聞く耳を持たないというような答弁じゃないですか。

何のためにあなたが選任するんだと、それはわかりますよ。しかし、議会の同意がなかったらその選任は実を結ばないわけでしょう。そしたら、議会としてはこういう人事案件をここで否決したらいいというわけにはなかなかいかないでしょう。だから、だれを選ぶかということは別にして、選ぶに当たっては議会の意見はどうでしょうかということは、1つのあなたが選任する材料としては聞く必要があるでしょう。まだ公選制というのもないわけですし。

かつては日本の教育委員の選び方は公選という形で、みんな意欲がある方が立候補して、そこから教育委員になった歴史もあるわけですからね。

そういう点では開かれた市政からいっただこの制度の今のあり方は後退なんですよ。選任する側にはそらやりやすいでしょう。だれの意見も法的に聞く必要ないわけですからね。しかし、それでは市民が参加する、市民が興味を持つ組織にならないんじゃないですか。そういう相反した問題があるわけですからね、市長、もう少し議論というものは自分の考えに固執せずに、やはり自由に潤達に議論をして、その議論の結果新しいものが生まれるような、そういう雰囲気づくりをお互いにつくる必要があるんじゃないですか。あなたはあくまでも執行者、責任者ですから、最終決断者ですから、それまではもっと柔軟に意見というものの弾みがつくような答弁もしてもらいたいと思うんですね。どうですか。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人事というのは、あなたは議会に事前に相談したらいいじゃないかという御意見かと思いますが、そんなことはできませんよ、この人事の問題は。ですから、やっぱり与えられた一定の範囲内で、法律でその要件が記されてるわけですから、その範囲内で責任者が選任をするということでございます。何もそれは独断専行とかそういう意味で言うてんじゃないくて、必要に応じて私は教育委員なり教育委員会なりはいろんな内容とか、そういうことも参考に聞きながら選任をしているわけでございますので、その点御理解をいただきたいと存じます。

議長（薮野 勤君） 小山さんに申し上げます。協力をお願いします。小山君。

2番（小山広明君） 議長も議論を聞いておっていただいたらわかると思いますけどね、市長が部長とかの人事を選ぶんと違うんですよ、これは。議会の同意が要る案件でしょう。だれを選びますかを相談せえと私は一回も言ってないんですよ。議場の中ではそんなこと言えるかいという話もあったけども、教育委員を選ぶことにおいて議会の、どういう選び方をしたらいいか、今の年齢層のいろんな問題もありますよ。そういうものを市長かって今言ったように、必要に応じて教育委員会なりいろんな意見を聞いて決めると言っとるんだから、そら制度的にそういうものをヒアリングをする、だれを決めると具体的に絞るんじゃないですよ。そういうようなことを提案しとるわけですから、何か僕の説明の仕方が悪いんかもわかりませんが、人事案件だからそんなもの相談できませんよと、そういうような

ことを私は提起してないわけですから、あなたが自分の部下を人事権を持って任命する場合と違いますよ、この問題は。議会の同意が要るわけですから。

そういうことで、議会でじゃ気に入らんから、そういう手続の面で議会に一切そういう相談もなしにやるのはけしからんということで同意を否決したら、この人事案件は決まらないんですよ。あなたの権限だけでいけないところに、私はそういう提起をしとるわけですからね。それはもう少し公選制の問題なり、あなたが意見を聞くことをもっと制度的に確立して、意見を聞く方法も考える必要があるじゃないですか。いろんなところではいろんな手法をやっとるし、そういうことでやっぱり市民にちゃんと議論をした上で、あなたがそこで判断をするという、そういうシステム化しなかったら、あなたがだれにどう聞いとるのか全然わからないわけですから。

そういうことを言っとるわけで、これは意見にしときますけどね、もう少し市長は考え方を柔軟にしてくださいよ。あなたは行政の中で有能な職員であることはわかりますよ。しかし、それは一方においては欠点もあるわけですからね。余りにも自分の有能なことに誇りを持つ余り、人の意見を聞かないというのは一般にたくさんあるわけですから、そういう市長にはなってほしくないということの意見も含めて終わっておきます。

議長（藪野 勤君） 質疑はありませんか。———以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第8、議案第2号 泉南市監査委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（薮野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 議案第2号、泉南市監査委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市監査委員黒須保幸氏は、平成11年1月31日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市監査委員として最適任者と認め再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書11ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第9、議案第3号 泉南市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（薮野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第3号、泉南市公平委員会委員の選任について提案理由の御説明を申し上げます。

泉南市公平委員会委員唐治谷奈良子氏が、平成11年1月31日付をもって任期満了となりますので、同委員の後任の公平委員会委員として中塚

桂子氏を最適任者と認め新たに選任いたしたく、地方公務員法第9条第2項の規定により議会の御同意を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書15ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論はありますか。——討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第3号は、原案のとおり同意することに決しました。

次に、日程第10、議案第4号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第4号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員古谷美枝子氏は、平成11年1月14日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の御意見を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書19ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単ではございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（薮野 勤君） 本件に関し御意見等ありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） この議案は、市長も来る21世紀の一番初めの1つの課題として挙げているということが再三言われておりまして、余り具体的な提案理由を示されずに提案しとるわけなんですけど、もう少しこの方の推薦をここに提示した理由について具体的な例示を挙げて、また市長の人権が余り十分社会的にまだ意識が市民の中に認知されてないというんか、きちっとされてないという認識をよく言われるんですけど、その辺も含めて市長の人権における現在の状況、それとこの方をそういう状況の中から選んだという、そういうことを。私たちはこれに対して意見を言わないといけないわけですので、そういうところを少し具体的にお示しをいただきたい。

せんだってはKONISHIKIが来て、文化ホールでは珍しくというんか、満杯で立ち見席も出て、人々の人権に対する、人気のこともあったんでしょうけども、人権というイベントとしては珍しく人が多く集まったわけですけども、そういう点で、その中で市長もかなり思い切ったメッセージを超満員の方に発せられたという。私、市長の話が終わって行きましたので、後から担当の方にはかなり、市長のあれ聞いてくれましたかと言われたから、いや聞いてないんですけどもと言った思いもあるので、その辺も含めて市長の人権に対する1つの考え方を、我々が意見を言う参考にぜひ聞かしていただければと思います。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） この人権擁護委員につきましては、法務省の方で任命をされるわけでございますけども、私どもの方で推薦をさせていただくということになっております。

この方は比較的年齢層も若うございまして、この前平成8年に初めて推薦をさせていただいたという記憶をいたしております。そして今まで、この方は雄信地区の方でございますけれども、婦人団体協議会、こういう活動を通じまして地域の皆さん、またボランティア等の活動を非常に熱心にされておられる方ございまして、私も以前からそういう活動を通じて知っておりました関係で、この前推薦をさせていただいたわけでございますけども、今回再度推薦をさせていただきたいというふうに思っております。いろんな人権擁護活動にも積極的に御参加をいただいておりますし、先般も関空でこういうキャンペーンがあったわけでございますが、大変寒い中

お越しもいただいております、非常に熱心に活動をしていただいている方だというふうに思っておりますので、まさに人権擁護委員にふさわしい方ではないかというふうに存じております。

それから、人権の問題につきましては、御指摘ありましたように、これから21世紀を迎えるという中で、やはり次の世代にもこの人権という問題が一番先にあってしかるべきではないかという考えを持っております。そういう中でいろんな差別事象も後を絶たないわけでございますけれども、本市においてもいわゆる人権推進に関する条例もしきまして、行政それから市民ともどもこの人権の擁護、人権問題の確立について取り組んでいるところでございます。

先般文化ホールで行われました人権市民の集いには、これは特にKONISHIKIさんは外国籍の方でございましたから、そういう大変御苦勞をいただいた経験をお話をしていただくということでお呼びをしたわけでございます。そのときにも申し上げましたのは、やはり特にいまだにそういういろんな差別につながるような調査も行われてると、こういうことを絶対に許してはいけないということを強く申し上げたところでございます。

いずれにいたしましても、私ども行政はもちろんでございますが、市民の皆様方、議会の皆様方も当然御一緒にこの人権の大切さということをも十分踏まえて、これからの新しい時代に向けて取り組んでいく必要があるというふうに思っておりますから、どうか御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 余り具体的に……、現在の人権における問題点というのは、差別に関する調査がされた事実もあるということは述べられました。それから、この方を推薦した1つの理由としては、市長は熱心にボランティアとか行事に参加しておると。これだけでは余り私は人権の核心に触れたものが感じられません。どういうことが具体的にやっぱり課題としてあるのかということをもう少しやらないと、ただスローガンのように差別をなくしましょうとか人権を大事にしましょうって、それはなくなるはずがないので、どういう差別なりどういう人権侵害があるんかということが、これはやっぱり侵害を受けた方からの訴えなり表明がないとなかなか気づ

かないという、こういう差別問題の構造があると思うんですね。

差別社会なり人権問題のある社会では、差別を受ける方は差別を受けると言うこと自身が、よりハードな差別を一時的には受けるわけですから、そのことがやっぱり耐えられずに泣き寝入りというようなことが起こるのがこの差別問題ですね。そういう点ではなかなか見えにくいということで、市長はどの辺までそういう差別の実態を具体的に日ごろ考えておるかということが、私はやっぱり披瀝されてもしかるべきだと思うんですよ。それはそういう差別を受けてる方には、その言葉を聞くこと自身が胸が痛み、やはりしんどい問題でありますね。

私もきのう脳幹が切れて車いす生活されとる方の発言をするときに、その方のところへ行行って、名前を出してもいいですかということをして了解をいただいていたんですけどね。そういうように我々は当然事実だから言ってもいいと思っても、それは受けた方にとっては、そのこと自身もやはりちゃんと言えない時代というのが今の現在の時代だと思imasるので、こういう意見を議会に求めとるわけですから、ぜひ法務省にこれを同意する場合には、そういう今でもなかなか差別を受けてることが言いにくいという社会であるということをして、もう少し事実を示して、やはり人権によって苦しむ人が少しでも少なくなるような社会が、こういう人たちを通して一日も早く実現されるようにぜひお願いをしたいと思うんですね。

人権問題が本当になってないなという問題の1つに、女性の問題がありますね。ここにも理事者側には1人として女性がおらないわけですね。しかし、人口の半分以上は、泉南は特に女性が多いんですよ。すべての人が平等に参加するということがここでもやっぱり実現されておらない。このことは市長、痛烈な問題として、これは市長の権限で、これこそ議会の同意を得る必要のない人事権ですから、市長は数字目標を立てて、3年後にはこの議場に3分の1以上の女性管理職を座らすというぐらいの決意ぐらい示して人権問題に当たってもらいたい。これは1つの例ですけどね。そういうことも含めて、あらゆる市長の人権問題がもっと具体性を持って、形を持ってあらわれるようなことをぜひお願いをしたいし、この人事案件に議会の意見としても、私はこのことは余り異論のないところだと思いますので、ぜひそのようなことを意見として示していただきたいと思imas。議長（薮野 勤君） ほかにございませんか。———以上で本件に対する

御意見等を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第4号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第11、議案第5号 人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第5号、人権擁護委員を推薦するための意見を求めるについての提案理由の御説明を申し上げます。

本市の人権擁護委員枅堅 亀氏は、平成11年1月14日付をもって任期満了となります。同氏を泉南市人権擁護委員として最適任者と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を賜りたくお願いするものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書23ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の説明にかえさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 本件に関し御意見等ありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） 先ほど1号議案のところ、市長から行政委員等にかかわっての選任基準のようなことがお示しされました。1つは長期在任を避けるとか、それから女性の登用、もしくは若い方たちの登用と、こういうふうに言われたんですが、この方については非常に行政等の役職を、泉南市にかかわる役職をかなり数多く占めておられる。それから、1つ、前回にはなかった大阪府の民生委員児童委員協議会連合会の常任理事と、常任という名前を冠した役職を持っておられる。一方では、衣料品雑貨小売店を経営、現在に至ると、こういうことで、かなり多忙をきわめておられるんじゃないか。常任ということですから非常勤ではないですね。そう

いう役職ですからかなりこの仕事に忙殺されると、こういうことになっておるんだらうというふうに思いますが、そういう点で十分にこの役職、任をこなせるんかどうかと。

法務省が最終的には認定される役職ではありませんけれど、個々の人権問題等が起これば、そういうところへ行っても相談を受けて、具体的な事実即してその辺の解決に当たっていく。一定飛び回るようなこともこの仕事の中にはあるというふうに私は認識しておるんですが、そういう点で市長が考えておられる基準、これに対して4つの役職を兼ねておられるんですが、そういう点を今回選任されるに当たってどう考えられたのか。

それからもう1つ、今後の整理の問題ということで、どういうふうなお考えを持っておられるのか、この点あわせてお聞かせいただきたい。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 人権擁護委員の推薦といたしますか、その基準というのが法務局からも一定示されておりました、その場合に、新任の委員の場合には65歳以下の方、それから再任の委員候補については75歳未満の方というのが1つの目安にしてほしいということをちょうだいをいたしております。ですから、今後この人権擁護委員の方の更新につきましては、この基準を1つの目安として、我々の方も推薦をしていきたいというふうに考えております。

それから、市の方の考え方、各行政委員でございますけれども、これも一定整理をするようにという御意見もちょうだいをいたしております関係上、一定整理をしたいということで考えておりますのは、新任の場合は、これは法務省とたまたま一緒なんです、65歳以下の方をお願いしようと。任期につきましては4年任期の場合は3期を1つの限度とすると。12年ですね。その他の任期、2年とか3年任期もありますけれども、そういう場合にあっては通算12年をめどとするということですね。それから、再任の場合は経過措置との関係もありますので、その任期満了時の年齢がおおむね80歳を1つの限度にしようということを考えております。

それから、他の役職との重複につきましては、今後新任の場合は重複は可能な限り避けるという前提で人選を進めたいというふうに考えております。

ただ、内容によりましては専門的な知識とか経験を特に必要とする役職

もありますので、その場合は必ずしもこの限りでないということにはなるんですけども、基本的な考え方としては一定の整理をさしていただきました。

この枡堅さんにおかれましては、民生委員、児童委員をしていただいてまして、泉南市の総務——総務というのは責任者でございますけれども、そういう立場にいらっしゃるといってございまして。いろいろ兼ねておられますけども、御本人はほとんど大半をこういう役職の活動を通じてされておられる方でございます、非常に熱心に、しかも他のいろんな皆さんの信頼も大変厚い方でございます。私も長いこと知っておりますけども、大変温厚な方で、しかも信頼の厚い方だというふうに考えておりますから、引き続き推薦をいたすということにいたしました次第でございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は個々の方の人格、品性、こういうことに立ち入って言ったわけではなくて、市が決めている一般的な基準、これに照らして余りにも役職が多過ぎて多忙をきわめているのではないかと、こういうことを申し上げているわけですし、市だけで4つ、それから大阪府で1つ、常任理事ですしね。やっぱり大阪府の関係に出向いて仕事をされる。それも常任でと、こういうことなんでしょうから、その辺は提案者である市長はよくわかっておられる。私は普通この文言で理解するのには、そういう理解の仕方しかないわけですから、常勤の人だなと、こういうふうな感じ方なんです。

それと、私は社会福祉協議会の理事もさしていただきました。副会長という役職は、会長がおられないときにはそれを補佐して会議を統括する。理事会には月1遍、毎回出なければいけませんし、それから評議員会というのも社会福祉協議会にはあります。これが年4回あるわけですね。これだけでもかなり、会議を成功させるためには事前に事務局との間で意思の疎通を図ると、こういうことも必要でしょうしね。私はこの理事をさしていただいたときよりも、ますます社会福祉協議会の理事の役割というのは、介護保険の導入等で非常に難しくなり、また仕事の上でも量的にもかなり厳しく、しんどくなってきたのではないかと。そういう重要な役職についておられる。

そういう方にまた、再任ではありますけれど、この重要な法務省が認定

する役職を議会の意見を聞いて提案をすると、こういうことですから、これは大変だろうなというふうに思って、本当にこの方の立場に立ってみても、また本当にこの人の役職を通じて人権という21世紀のキーワードにかかわる重要な問題を全うしていただき、それを市民に還元していただくためにも、できれば他に一般的な話として広く人材を求める。重複のこういう人事は避けていくと、こういう当然のあるべき姿をおとりになる。これも基準の中に1項入れられて、やはり今後具体的に配慮していかれる、こういうことが当然のことではないだろうか、というふうに思うんですよ。そういう重要な任務を重複されていると、そういう点から私は問題提起をしているわけですから、もう一度お答えをいただきたい。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先ほど申し上げましたように、新たに選任をする場合には、できるだけそういう重複した役職の方ではなくて、広く人材を求めるという考え方でいきたいというふうに思っております。

再任の場合は、先ほど申し上げましたように、法務局でも一定の歯どめをかけておられますし、私どもの方も先ほど申し上げましたように一定の上限といたしますか、そういうことを明確にしていきたいというふうに考えておりますので、今後そういうことも十分留意をした中で選任あるいは推薦等をしていきたいというふうに思っております。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（薮野 勤君） 他に御意見ございませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 質疑がありましたから意見だけにしときますけども、やはり7つぐらいの役職をされておるわけですから、市長の答弁とは矛盾するわけですね。すべてに一生懸命やっておるという方ですから、そういう点ではやはり役職が多過ぎるんじゃないかなと、そういうことを思いますので、今回の提案は仕方ないとしても、やはり熱心にやる方であればぜひ1つに絞っていただくということは当然言っていきたいと思えます。そのような意見だけ申し上げておきます。

議長（薮野 勤君） 他にございませんか。———以上で本件に対する意見を終結いたします。

お諮りいたします。本件は、これを了承することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第5号は、原案のとおり了承することに決しました。

次に、日程第12、議案第6号 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

改正をお願いする部分は、泉南市市税賦課徴収条例の第33条及び第59条でございます。個人の市民税及び固定資産税の納期前納付に対して交付する前納報奨金制度を改正いたすものでございます。

なお、お手元に資料を配付をさせていただいておりますので、あわせて御参照いただければと存じます。

まず、内容でございますが、第1点目といたしまして、現行制度におきましては、第1期から第4期に分納する納付額を第1期から第3期の納期に当該納期以降に納付すべき税額を一括納付すれば、前納報奨金の対象といたしておりましたが、改正後は第1期の納期に当該年度の税額を一括納付した場合のみが報奨金交付の対象となるという内容でございます。

2点目といたしまして、報奨金の算出方法につきまして、現行では期別税額50万円を超える部分については算出の対象とならなかったものを、改正後は30万円を超える部分を算出の対象としないものでございます。

第3点目といたしまして、報奨金算出の際、期別税額に乗じる係数の適用範囲につきまして、現行15万円以内は100分の1、15万円から50万円が100分の0.5であったものを、10万円以内を100分の1、10万円から30万円を100分の0.5とするものでございます。

4点目といたしまして、算出報奨金の端数処理でございますが、現行10円未満を切り捨てといたしておりましたものを、改正後は100円未満を切り捨てといたしたいとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜り御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——和気君。

13番（和気 豊君） 3点ほどにわたってお伺いをしてまいります。

1つは、泉南市市税賦課徴収条例の33条にこの前納報奨金制度、これをうたい上げているその意義について、まずお示しをいただきたい。

それから、これを見直しすることによって、税収入の早期、安定的な確保、これを図っていくんだと、その辺をもう少し具体的に突っ込んでお示しをいただきたい。

そして、ひいてはそのことによって同時に徴税コストの縮減にもなっていくと、こういうことにもなっているんですが、その辺も具体的に。そして、いかばかりの縮減コストを期待をしておられるのかですね。これはまだ予測の段階ですから、しかし、一定税収にかかわる手直し、見直しですから、この辺の期待する内容についても、つかんでおられればお示しをいただきたい。

以上です。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えいたします。

1点目の前納報奨金の意義と申しますか、これにつきましては、税の納付は1期から4期というようにされてるわけです。1期に前納、4期分をいただきますと、市税の確保が確実に図られるという意義がございまして、それに対しましての前納報奨金を交付いたしておるところでございます。

2点目でございますけれども、いわゆる市税の円滑化ということであったかと思うわけですが、そういったことで4期で徴収するものにつきまして1期で前納していただくことによりまして、いわゆる徴税コストというんですか、そういうような税の徴収のコストが安くなると。また、今回の前納報奨金の引き上げにつきましては、いわゆる徴税コストの削減でございますが、約1,000万円を見込んでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） もうひとつよくわからなかったんですが、結局提案

の趣旨等からも、この条文からも推しはかりますと、これまでいわゆる前納していただく場合には報奨金を出しておった。それを今回少しこれを削減をしたと。1,000万のコスト減をそのことによって期待しているんだと、詰めればこういうことでしょうか。そういうことですか。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答えします。

そのとおりでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 今これを見ますと、全額前納をやった場合に1%ですね。100分の1ですから1%の報奨金があると。今、定期で1年預けても0.3%ですから、これの方がメリットがあるわけで、わかってる人にとっては、私はそこまであれですけど、やっぱり生活の財布のひもを握っておられる主婦の方にとっては少しでも前納しようと、こういうことになるんだらうけれども、しかし、30万以上はこの対象外だということになりますと、もう分けてやろうかと。先に報奨金をもらって協力しようかというようなことではなくて。

だから、本来あってはならないことなんですけど、むしろ納税意欲に阻喪を来して、逆な面が出るというふうなことにはなりはしないかと。あってはならないことですよ。しかし、お金の点だけでいえば、今までだったら50万まではいけたわけですから、それで1%ということになると、例えば50万で1%ということになりますと相当なことになってくるわけですから、そういう点では今回のやつは、確かに報奨金の点ではあれでしょうけれども、どうなんでしょうか。やっぱり負の面というのも出てくるんじゃないかというふうに思うんですが、そういう点で前納報奨金を従来前納して渡してる分についてはどの程度なのか。

それから、特に今、金利が丸7年にわたって超低金利の時代が続いているわけで、そういう中では前納制を利用される方がむしろふえてるんじゃないかなというふうに私は思うんですが、そういう点で、その辺のことがわかっておればお示しもいただきたいと、こういうように思います。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お尋ねの前納報奨金ですけども、これはその範囲は1期50万円から30万円ということに下げたわけです。ですから、

前納報奨金の範囲は、税額で申しますと200万円までの納税者が今度120万円までが対象者になったということございまして、そういった点で、従来の前納報奨金の件数は1万5,429件ございました。その中の内訳で、1期で前納される件数が1万4,232件。そして、期別と申しまして、2期納期到来時に3期、4期を前納で納めていただくと。これを期別納期と申しておりますが、これが1,197件ございました。そうしたことで、この徴収の前納報奨金の9年決算ベースで申しますと、4,899万5,200円ばかり前納報奨金で出てるわけです。そのうち府税がございしますので、307万4,000円強を引きますと9年決算ベースでは前納報奨金が4,529万ということになってございます。

そういったことで我々としましては、この引き下げによる市税確保ということは、現在の景気の動向から見て若干危惧してないとは言いませんけれども、しかしながら前改正、平成5年に一度やってございまして、そのときにはいわゆる納期限の上限がございませんでしたので、上限を50万円までにしたと。そのときの徴税コスト、いわゆる縮減が2,400万だったと。その5年度の決算で市税確保が減額にならなかったと。わずかに微増でしたけど、市税の確保がまだ図られたというような経緯もございまして、この改正によりまして市税確保ということは若干の危惧はありますけれども、しかしそれは徴税努力によりまして前年に劣らないように、減額にならないように最善の努力をいたしまして、市税の確保を図ってまいりたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 全額前納していただく方が1万4,239件と、かなり多くの方がこの前納報奨金制度を御利用になっている。額は言われませんでしたけれども、それでそれに対する報奨金だけでも4,529万ほどあると。これを1,000万縮減したいがために報奨金の額を少し下げるんだと。そちらの方が若干やっぱりプラスのメリットになるだろうと。出すことよりもこれを狭めてでも、制度としては若干下げますけれども、残るんだから、差し引きすればむしろ1,000万の縮減になるだろうと、出してきたのをむしろ減らそうと、こういうことで縮減になるんだと、こういうさきの一回引き下げたときの前例を1つは参考事例にしてやっていくと、こういうことなんですね。不安はあるけれども、こういうことで。

これは、行政が長年のそういうプロとしての経験の立場からここまで考えられたんですから、私はそういうことであれば了としたいと思うんですが、今の将来に対して、利息は低いけれども、事あるときの場合を考えて、医療は改悪される、消費税はまた上がるかもしれない、そういうときのことを考えて、少しでも持っているお金を有利に運用しようと、こういう消費者意識からすれば、私はちょっと冒険の嫌いはあるのかなという気はするんですが、そこは行政がそこまで確信を持って言われてることですから、それは了としたいと思いますが、やっぱり不安は不安として思いますね。それだけ言っておきます。

議長（薮野 勤君） ほかにございませんか。———小山君。

2番（小山広明君） 今回の議論を聞いておりますと、いただいている資料を見ても、市の方はコストダウンになるということを言われたんですが、むしろ市民の側はこれで不利になるんじゃないでしょうか。そうでしょう。今までは期ごとに制度があったのが、初めにやらないと後は関係ないよということで、それは現在の表で全納する方が人数が多くて、期別にやる方が少ないということで、余り利用する人がないだろうという判断だと思うのですが、これで努力はしていただくのは努力していただくとして、この制度の改正によって徴収率が上がるという状況なのか。制度としてはやっぱりこれより、努力は一緒な努力とすれば、徴収率が下がるということになるのか、この判断はどうなってるんですか。

議長（薮野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） この引き下げによりまして徴収率が増加するかというような御質問であったかと思うんですけれども、我々としてはこの場で確実に徴収率アップが図られるという確信が、やはり正確に上がると言い切れない一面があると思うんです。というのは、徴税というものは納税者との形で話し合った結果、徴収に応じていただくわけですから、確実にこの引き下げによって市税の確保が増額になるということは、この場で確信を持って言えない。しかしながら、我々はこういう引き下げを上程いたしておりますので、徴税としての最善の努力をいたしまして市税確保に努めてまいりたいと、こういうふうに考えているところでございます。

議長（薮野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） 僕聞いとるのは、制度の仕組みとしてですよ。努力は同じ努力とすれば、むしろ私はこれは市民からいったら納税意欲をなくさせる質を持つとるんじゃないかという気もするんですがね。努力はそれはいつでも、同じ努力としてですよ。制度上持ってる欠陥としては、いわゆる早く納めてくれたら奨励金を払って、そのことで納税者が意欲を持つという制度でしょう、この奨励金制度というのは。率は落とすわ、額の上限も下へ落とすわ、それから個別に一遍に払えない人でもやれた人が、初めに全額でなかったらだめだよとなると、制度はもうトリプルで納めにくい。ずばらで納めない人は別ですよ。本当に納められない人が余計納められなくなる改正じゃないかなと思うんですが、そういうことだけ聞いとるんですから、そういうことに絞って答弁してくださいよ。判断は後で私するんですから事実だけを。願望とかそれは言わんでもいいですから。

議長（藪野 勤君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 小山議員の質問にお答えをさせていただきますと思います。

資料の2をちょっとごらんいただきたいというように思います。今回の改正で影響を受けますのは、ランク別というところを見ていただきまして、40万から50万、これ以降が今回の改正によりまして影響を受ける層でございます。期別税額10万円と申しますと年税額で40万円でございますので、課税件数にいたしましても2万8,701件のうち年税額40万円までが2万6,790件。平成9年度の前納していただいた件数によりまして、1万5,429件のうち1万4,518件前納していただいております。このことから考えまして、一般庶民の方には余り影響が出てこないというふうに我々は解釈しているところでございます。

ただ、参与も申し上げましたように、私どもも徴収率が何と申しましても府下ワーストワンでございますので、一抹の不安は持ってることは持っています。それは参与が申しましたとおり最善の努力をする中で徴収率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔小山広明君「質問に答えてないんですよ。僕はそういうことを聞いとるんじゃないですからね」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2 番（小山広明君） この制度が持っている性質を言うとするんですよ。だから今も言うように、要するに今まで50万までは出しておいたのを下げたわけですから、その方たちは対象にならないわけですね。その人が早く納めるようになるのか、いやそんなんやったらもう納めんということになるのかですね。制度としては今私3つの例を挙げたように、やはりより市民が納税する意欲がこのことで高まる制度ではないんじゃないですかということをお願いするんですよ。高まる制度でないんじゃないですかと。だから、今も数の問題で庶民には余り影響を受けないと、少し納税額の多い人が影響を受けるよという答弁だと思うんですけどね。しかし、制度そのものが持っている、今の現行制度よりはやはり納税意欲を起させない制度ではないんですかという、そこだけ教えてくださいよ。それだけお願いするだけですから。

議長（藪野 勤君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 小山議員の御質問でございますけれども、なるほど上限を50万から30万に下げるといったことも含めまして、確かに現行制度より前納で一括で払える資力のある方にとっては、多少問題といたしますか、その意欲が低下するような側面もあるかもしれません。それは事実だと思えます。

ただ、前納報奨金制度につきましては、一般的にこれは各市町村ともなくしていく、あるいはそのメリットを少なくするといえますか、言葉は悪いですがけれども、という方向にございます。といえますのは、例えば源泉徴収をされる普通のサラリーマンの方について、市民税等についてはこういうメリットもないわけですから、それとの不均衡ということも1つございますし、なかなか生活の苦しい方にとっては前納したくても納められないと、そういうメリットが受けられないという側面もございます。したがって、丸かペケかというはっきりしたようなお答えはできませんけども、そういう指摘もある中で、他の市町村とも同じような形でやっていると。そういうことで納税のコストを下げながら、その出てきた余力を、我々とするれば再三おしかりを受けております徴収率の低さというものを何とかこれを頑張っってやっていきたいということで、今回御提案をさせていただいておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 小山さん、ひとつよろしく。

〔小山広明君「私の質問に今のよう形で、私の聞いとることに答えていただければ何回も立つ必要は私ないんで、その辺は議長も御理解をいただきたいと思います」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 小山君。

2番（小山広明君） それで、私受けとるのは、やっぱり今の源泉徴収の場合には先に取りられてしまう。そういうことのトータル的な矛盾で制度をやはり1つ、そういうことが遠い意味では納税意欲を減退さすんじゃないかということが1つ。矛盾があればですね。そういう点で制度は確かに今回の改正は、今の制度を是としてやっている人にとってはより納税意欲をなくさせる制度改正だと、こういうことはきちっと言ってもらった方がいいと思うんですね。

何かこの制度が、今の泉南の現状のすぐにストレートに納税率を上げるということには結びつかないけども、税全体の制度の中で矛盾がより出てきたと、そういうことで今回の改正をするというのであればよくわかるんですよね。ただ、あたかも何かこういうことで今の泉南市の納税率が低い問題が解決するような意味の提案とか説明は私は問題だと思うんですね。その点で、やっぱりもう少し説明は、我々が判断するわけですから、正しい判断ができるような説明を初めからきちっとやってもらいたいと、そのように思います。

そういうことで理解をしておきます。それで結構です。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。———上山君。

18番（上山 忠君） 徴税率等々の問題については、先ほどから各議員さんが言われとるんですけども、府下ワーストワンという形の中で一生懸命努力されてるわけですけども、やはりこの税金というのは市民が納める義務として課せられているものだと思っております。そういう中で、滞納しているということはやっぱり許されないことだと思うわけですけども、そういう中で今徴税率の問題で83.6ですか、関空分を引いたら78ぐらいと、そういうやつで金額的に約十数億円になっているとお聞きしているんですが、しからば100万円以上の高額滞納者はどういうふうな推移になられてるんか。それと、それらの方々に対してどういうふうな処置をとられておるんか、お聞かせください。

議長（藪野 勤君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 上山議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

今100万円以上と言われたと思うんですけども、100万円以上のリストを今持ち合わせてございませんので、また後ほどさせていただきたくお話ししまして、（上山 忠君「1,000万円以上は」と呼ぶ）1,000万円以上は現在22件ございます。すべて何らかの法的処置はさせていただいております。

議長（藪野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 1,000万円以上が22件、最高がどのくらいになるか知りませんが、1,000万円と仮定したとしても2億2,000万滞納されてるわけですけども、税金については5年間の猶予があって、それ以上超すと不納欠損、要はもう納めなくてもええというふうな形の制度になっていると思うんですけども、それらのところでやはり市の中で風潮として聞かれるのは、あと1年辛抱したらこの税金払わんでええぞと、そういうふうな声も聞こえてくるわけですけども、そういう方々には法的処置をとっておると今答弁されたわけですけども、やはり本当に不公平感のない徴税システムなり何なり考えていって、それで本会議でも質問したように、ある程度の滞納者には市民サービスを制限するぐらいの力強いあれが要と思うんですけども、その辺のところをどういうふうにお考えですか。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 滞納者に対する行政サービスの制限と申しますか、そういったことでお尋ねがあったと思うんですが、現在行政サービスの制限は、指名登録業者のとき納税の完納通知書が必要だと言っております。ほかは、市のそういう行政サービス、融資制度とか個人給付とかいろいろあるかと思えます。そういったことで私どもの制限、いわゆる行政サービス制限というのはいろいろなことによって各納税者に諸事情もございましょうし、一定して完納しなくては制限を加えるといったようなことは考えてございません。これはこういう証明書のときに納税相談を多くして、納付に対して、税に対して積極的に前を向いていただいて納付に努めていただくと、そういう機会を設けるといえることが必要ではないかと、このように考えてるところでございます。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） 行政サービスの一定の制約については、先年度の議会の中でも群馬県太田市が一応とっておるよというふうな提案をした中で、やはりある程度、ここまで徴税率が悪い中では、何らかの今までと変わった方策でもって徴税するという方向も1つ僕は検討の中に入ってくると思うんですがね。

それと、こういう高額滞納、やはりまじめに税金を払ってる、特に源泉徴収されてるサラリーマン等々の方々から見れば、摩訶不思議なふうに受け取れるんですけども、そういうふうに確かに払うべきものを払わない人には、それなりの法的処置はとられているとは思いますが、何か手ぬるいような感じがするんですけども、この1,000万円以上の方が22件、物理的に払えなくなってるというふうな話も聞くわけですけども、しかし、義務として当然払ってもらわなければ税としての不公平感がなかなかぬぐわれないわけですけど、その辺のところについて再度お願いいたします。

議長（薮野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 滞納者と申しましていろいろなケースがあるのかと思います。今いわゆる金融業界とかいうのは優良債権とか灰色がかったとか、また完全に不良債権に落ち込んでるといったような手法もとってるようでございますけども、我々の方といたしましても今現在その滞納の調査をしているところでございまして、それを細分化して、やはり担税力がなければ納税というものはできないと思うわけです。ですから、税の公平性というものは納付するばかりじゃなく、これは納付することが基本原点ですけど、国民の義務でございますが、しかし担税力のない人から取るということも、これまたできないと思うんです。そういったことで、我々はその滞納の中身を今調査して、1つの区分けというんですか、そういうことをして積極的に税に応じていただきたいと、そのように考えているところでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 上山君。

18番（上山 忠君） そしたらこの1,000万円以上22件の総トータル金額は幾らになるか、わかっておればお示してください。

議長（薮野 勤君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 上山議員さんの質問にお答え申し上げます。

22件と先ほど申し上げましたけども、実際には平成9年度の不納欠損で1つ大口を不納欠損さしていただいておりますので、21件でございます。それを含めまして、総トータル7億3,700万円でございます。ちなみに、最高額は1億6,400万円でございます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 他にございませんか。———巴里君。

25番（巴里英一君） ちょっと聞くまいかな思ってたんやけども、聞いていると大事な点は徴収の方法のみでなしに、納税意欲があるのかないのかということが一番ポイントだというふうに思います。皆さん方は非常に御苦労願って一生懸命やってると思います。

先ほどおっしゃってましたけども、憲法の30条に納税の義務を負うというふうにはっきり書かれてますから、これは当たり前のことなんですね。そういう意味では、今お聞きしますと最高が1億6,400万、それを入れてトータルで7億3,000万ですから、少なくとも3分の1でも徴収できる方法がないのかということ。5年経過すれば当然義務を失うわけですから、あれは期限消滅しますから、そういった意味ではそれで期限消滅した、そういう未納税のまま消滅したというのはかなりあったんかどうかというのを1点と。

そして、納税というのは物件差し押さえという最終の方法もありますね。これは銀行とかかなりのところがそれぞれ物件差し押さえをしてるわけですよ。これは例えば売却したら納税を先にしなきゃならないんです。優先的にその部分は市へ入るんですよ。これはもう御承知やと思うんですね。

その点の確認と、ひとつお答えいただけませんか。

議長（藪野 勤君） 東納税課長。

総務部納税課長（東 三郎君） 巴里議員さんの御質問にお答え申し上げます。

いわゆる時効が成立をして不納欠損をさせていただいた分、平成9年度分で15条、18条合わせまして1,817件、9,298万7,046円ございます。ただ、このうちに先ほど22件のうちの1件させていただいたと言うた分でございますけど、これが1件5,400万円ございまして、これはいわゆる国税府税市税三税連絡協議会の中で、国税、府税、市税すべて

不納欠損をしている部分でございます。

あとちょっと質問聞き取りにくかったんですけども、もう一度、済みません、お願いします。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 市税の消滅でございますが、税法では5年ということになっております。その消滅を阻止するために我々としては差し押さえということを実施するわけでございますけれども、その期間が、いわゆる不納欠損と申しますけれども、これは時間的には期限がないと、押さえることによってね。そしてまたその物件が、我々公売、換価するというようなことが、そう言いましたときには、そのときには抵当権設定の期限が早い、いわゆる公であろう私債権であろう抵当物件の担保ですね、こういう設定した日が優先しまして、我々は納期限の後押さえたり、またいろんな調査もいたしますので、その日付がおくれるというんですか、私債権より遅い場合は私どもの方に配当がないということになるわけでございます。

議長（藪野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 税は最優先するんですよ。人件費とかね。それだったら、今おっしゃってるんだったら、何年をもって不納欠損のやつを徴収できないという問題であれば、できる段階で差し押さえ通知を出すとか、その方法論が、例えば2年後、3年後とか、もう4年になったらだめですよ。だから2年ぐらいじゃないですか。2年すれば、それでどうしても売れないと、不納になっていく可能性はある、あるいは納税の意思があってもできない状況やというたら、押さえたからといってその人に大きな損失を与えないんですよ。それは恐らくある意味では倒産ということもあり得ますから、その部分、倒産したってそれは取れますからね。取れますよ。裁判してください。取れますわ。取れへんの、倒産したら。その物件ですよ。物件処分しますやんか。その物件処分から取れますよ、優先して。取られへんの。私取られると聞いてますよ。それをちょっと確認だけ。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） いわゆる公債と私債というようなものがございまして、差し押さえ、我々は5年待つばかりじゃないですけども、その調査して2年とか1年でも、これはすぐ法的措置をとらなくてはいけないと

というような事案については早くやります。しかし、5年というのは最大限の法的措置でございますので、そういった中で我々は、1つの具体を挙げますと、1つの不動産というものがあって、そのときにその納税者の方で担保として私債に抵当権を設定してますと、我々は後から行ったときには順位が2番になりまして、現在のところやはり担保物件が原価割れしてるというような状況になっている時代ですので、2番では公売とか競売とかするような時点になりますと、私どもの方は配当が出てこない。いわゆる任意のときに売買するときについては、やはり我々の押さえてる差し押さえを解除しなくてはいけないので、納付ができるということでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（薮野 勤君） 巴里君。

25番（巴里英一君） 私、それなら錯覚してたんですかね。いわゆる公租公課の問題で差し押さえをして、2番であろうが、そのことと第1担保の中で、税は優先するというふうに聞いたことあるんですよ。それは僕の聞き違いだったら、そうかもわかりません。

しかし、それならば、逆に担保に入ればすべてできないということになるんですね。差し押さえを先されてしまったら。そうすると、その物件は差し押さえされてるかどうかを調査して、できる段階でやるということも考えなきゃならないですね。まだ担保を差し押さえ決まってないと、こちらが先にそのことを作業として進めるということもあり得るわけですね。あり得るわけでしょう。そのことによって、そうじゃないといつまでたってもこの問題は解決しないと思うんですね。その強い意思が実は行政側に、しんどいと思うけども、あるかないのかということが一番大事なことで、あなたにせえとかするんじゃないしに、行政手法としてやれるべきものはきちんとやった方がいいんじゃないですか。

そうじゃないと、いつも議会の中で税不足やないかということで、納税率、収税率の問題が出てくるということにもなりますから、そういう点ができる部分はどうかということをもう一度精査してやっていただくということで、議長、これは答えていただくのは結構なんで、その点、訂正があればもう一遍答えていただいて結構ですが、そういうことでひとつ私も理解いたしますので。

以上です。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 巴里議員さんの御質問にお答えしたいと思うんですが、先ほどからいわゆる事件ものについての市税の取り扱いというものでございますけれども、これは私どもの方が配当がないということで、市税が消滅するものではございません。その方が復権されましたらまた市税を徴収できるということですので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 以上で、本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藪野 勤君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時45分まで休憩いたします。

午後3時18分 休憩

午後4時 6分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第13、議案第7号 泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（藪野 勤君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第7号、泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。議案書29ページでございます。

泉南市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成10年4月10日付で大阪府市町村老人医療費助成事業費補助金交付要綱の一部が改正され、平成10年11月1日から低所得者

世帯に属する高齢者を対象とする補助制度となったことに伴いまして、本市の老人医療費助成制度につきましても、平成11年4月1日から大阪府と同様の所得制限とするため、所要の改正をしようとするものでございます。

改正内容につきましては、従前は対象者本人の所得について所得制限が設けられておりましたが、市民税非課税世帯に属する高齢者を老人医療費の助成対象とするものでございます。

また、現行制度では対象となる高齢者が社会保険の被保険者本人の場合と、社会保険の扶養家族、または国民健康保険に加入している場合とでは所得制限額が異なっておりましたが、これを同一の所得制限とするものでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——
——小山君。

2番（小山広明君） この議案は付託議案でございますので、基本的なことだけに絞って質問しておきたいと思っております。私は委員でもございませぬので、多少お許しをいただきたいと思っております。

この老人医療費の助成の大阪府の補助の打ち切りの問題、大きく言えばそういうことなんです、市長または市長会がこのことに強く反対したと聞いとるんですが、そのことの反対の理由をいただきたいのと、それから本人の所得制限が厳しくなるということもさることながら、その対象が本人から世帯主になるということで、かなりこの辺は老人を抱える世帯に大きな負担になるのではないかなという懸念を持っておりますので、その部分の問題点。

それからもう1つは、来年度に限って、大阪府の助成が11月から打ち切られておるわけなんです、現在泉南市がその分を負担して従来の老人医療費に対しての助成を行っておるわけでありまして、来年度もし5分の1の現在泉南市が負担している分はそのまま持ったとして、大阪府の助成分を市が負担するとすれば、どれぐらいの金額になるのか。来年度に限ってだけ明確にお答えをいただきたい。

もう1点は、これで大阪府下の各自治体が対応がばらばらと聞いておる

わけなんです、既に大阪市は現行制度を市の負担で行うということをおっしゃられておるようでありまして、ほかの市町村の動きも御説明をいただきたい。

そういうことで、4点になりましたが、ひとつよろしくお願いをいたします。

議長（薮野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 私の方から、大阪府市長会としてこの府制度の改正に反対をしたということの理由ということでございますけれども、御承知のようにこの制度は、昭和47年に大阪府が高齢者を対象に医療費の自己負担額を助成する制度を創設して以来長年にわたりまして、もちろんある一定の所得制限があったわけでございますけれども、長く継続して続けてこられた制度でございます。そのうち大阪府が5分の4、それから市町村が5分の1を負担するという制度でございます、いわゆる府制度であったわけです。それを各市町村が大阪府の制度を受け入れるという形で、それぞれ今日まで続けてきたという経緯があるわけです。

一方では、高齢化社会が非常に進んでまいりまして、またその社会状況も違うということもあったんだというふうに思いますが、また大阪府の非常に厳しい財政事情を踏まえて、ことしの11月からこのうちの府の制度の所得制限強化ということをおこなったわけでありまして、そうなりますと、各市町村は大阪府の制度に乗ってやってきた事業が、それを継続するとなれば、当然5分の4大阪府が負担しておいたものを各市町村がかぶらなさいいけないということになることにおきまして、大変な財政負担になるということがございます。

そういう中で、大阪府の市長会といたしましては、各市町村の意見を十分聞いた上で事を運ぶようにということの申し入れなりをしてきたわけでありまして、残念ながら大阪府の方で既にこの11月からこの制度の見直しが施行されております。

したがって、私ども大変厳しい選択を迫られているわけでございますけれども、大阪府の方といたしましては、この際福祉全体のいろんな新たなビルドアップも含めて考えたいということで、31事業の新しいメニューも出されたところでございます。そういう経過があった中でございますので、我々はこの制度というものは確かに全国的に見ますと大阪府が大変手厚い

対応をしておいたというのはわかるんですけども、ぜひ存続をしてほしいということを市長会全体としての意見として述べてきたところでございますけれども、残念ながら既に府条例が改正をされたというところでございますので、市長会の要望に沿っていただけなかったという面で大変残念に思っているところでございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 小山議員御質問の3点について御答弁申し上げます。

まず、今回の老人医療の助成制度の改正に伴い、現行と比較しまして世帯数がどの程度になるかという御質問であったと思います。これはことしの4月の調べでございますけれども、改正後と改正なしという形で医療受給者の予測というのをしております。そして、これは平均受給対象者数という形でお示ししているところでございますけれども、平成10年度、これは変わりませんので、来年度ですけれども、もし改正が認められますと約300人程度対象者の方が減ってくるだろうと、このように考えております。

それと、あと平成11年度、もしこのままの現行制度でいきますと、どれくらいふえるのかという御質問であったと思います。これも試算でございますけれども、平成11年度、もし改正なしに現行でいったといたしますと約2,800万の税の持ち出しが必要になると、こういう試算を行っております。

それと、あとこの条例改正の制度につきまして、ほかの団体、他市町村の動きはどうであるかという御質問であったと思います。これにつきまして、私ども最新の情報といたしましては、大阪府下で現在可決済み、大阪府と同じような形で制度を可決済みと聞いておりますのは、11市6町というふうに聞いております。そして、お隣の阪南市もこの12月に条例を可決したというふうに聞いております。

そして、泉南市の周囲の団体について御説明申し上げますと、岸和田市さんでは委員会の方でこれは可決されてるというふうに情報を聞いております。それから、泉佐野市さんも委員会で可決、貝塚市さんも委員会の方は可決されてると。そしてあと和泉市さんですか、この辺も委員会の方では可決されてると、こういう情報が入っております。

それと、あとこの改正をしまして、その影響額というところにちょっと戻って申しわけないんですけども、11年度のみ数字、単年度で数字を先ほど説明させてもらいました。それとともに、11年度もしいきますと今度はその改正をせずにかれる方が70歳までその制度上に乗っていかれるというところがあります。ですから、その5年間、もし来年度、平成11年度改正しなかった場合には、要するに65歳から69歳までですけども、その方々について約7,700万、そういった税を投入しなければならないと、こういうふうになっております。(小山広明君「市の5分の1は入れずにですか。5分の4は何ほかということ。11年度だけで」と呼ぶ)

平成11年度、もしこの改正をしなかったらということでございます。その場合でしたら、平成10年度の方と平成11年度の方、両方ありますので、足して、すみません、7,700万と違まして、約2億7,000万の数字が要するに70歳までに必要になってくるという数字でございます。そして、要するにこの数字につきましては、当然府が5分の4と市が5分の1という議論がありますけども、それでいきましたら約2億7,000万の10%、(小山広明君「11年度だけやで」と呼ぶ)そうです。という数字になります。

以上です。

議長(薮野 勤君) 小山君。

2番(小山広明君) 私が聞いているのは、ずっとそら累積というか年度を越すごとに金額が上がって2億何ぼになるのはわかりますよ。来年度だけの分ですよ。私、何でもこういう質問をするかといったら、いろいろ市長会の方でも反対をしたり、いろいろ問題があって、ほかの市町村でも現行でいくところもありますわね。だから、来年度だけもしこれ継続して今の制度をそのまま続けるとしたら、これから65歳になる方も含めてした場合に、泉南市は現行制度で5分の1出しとるわけですから、あと5分の4だけ来なくなるのを泉南市が負担するとすれば、その部分は11年度だけではどれぐらいの負担になりますかというんですよ。何も長いスパンで5年も6年もたってトータルで何億円だという話を私は言っとるわけじゃないんでね。そこを御質問しとるので、再答弁のときにお答えください。

それから、これは収入が世帯単位になりますから、現在は本人の収入が

1つの基準で助成されとるわけですね。今度は世帯になりますから、そういう老人を抱えての世帯の負担がふえるということになりますので、それが300世帯というように試算しとるというようにお聞きをしたらいいんですね。

それから、大阪府全体で、この間の新聞では14市が一応大阪府の制度に乗って11月から制度を変えたという報道がありましたので、近隣のだけは言っていただきましたが、大阪市は今私が例に言ったように、市で単独でやると。これは同じ老人でありながら、住む市によっては負担が変わるわけですので、そういうこともちょっと判断の材料としては聞いておきたいということで、特にやはりまだ決めておらない、可決をしておらないというところについて、大阪府下での状況は説明をしていただきたいと思えます。

それから、市長が市長会としても急に言われても困ると、十分意見を聞いた上で運んでくださいということをしたけども、大阪府の方で決定されたということで、最後の御説明の方では要望が聞き入れられずに残念な結果になったという、こういうことを言われたわけなんですけども、私はそういう点で市長も市民の一番近くにある1つの行政の長として、これはやっぱり老人の医療の問題にしても大変問題だという認識があって市長会でもそういう発言をされたと思うんですけども、大阪府がそういう一番現場の市長の声を聞かずにこういうものを強引にやってしまうという姿勢については、市長、我々も市長も大阪府とのいろんな関係でお約束されたり意見を聞いたりしとるんで、その基本のところではやはりそういう現場の声を聞かないと、しかも拙速的に十分意見も聞かずに決めていくというあり方については、もう可決されたんだからといってこの議会にそれを、じゃ自分が反対した内容を出してくるというそのあり方ですね。私は何かもう少し説明があってしかるべきじゃないのかなと思うんですね、そういう点では、ちょっと理解できないですね。それはただ言うただけかいなと。

本当に市民のことを考えて言うたんなら、そのことをどうしても避ける手だてを市長会としても、僕はある意味では一番大きな圧力団体だと思うので、やはりもっと真剣さが結果にあらわれるようなことをやってもらわないと困ると思うんですね。さまざまな国民健康保険の問題でもいろんな市長会が統一して意見を言っとるけど、なかなか国なり大阪府が聞いてく

れない状況がいっぱいあるんですけども、何か市長会のあり方についてもこの問題は問われと思うんですが、その辺は考えがあると思うので、もう少しそういう部分も含めて御説明をいただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 大阪府は既に11月から実施をしたわけでございますけれども、11月に改正した市町もございますけれども、私ども泉南市は少なくとも少しでもこの制度を存続したいということで、私どもの判断で、11月から施行するのではなくて来年3月までこの制度を存続させるということを決めたわけでございます。

先ほど単独で11年度だけの数字でいいんやというふうに言われますけれども、11年度この制度をするということは5年間するという事なんです。ですから、単年度では2,800万ということですが、その方が5年間ずうっと累積してこれを対応していかないかんわけですから、1億9,400万ぐらいになると。11年度ですね。10年度11月からですから5カ月ぐらいですか、延長しただけでも、単年度では220万余りでございますが、この4年間ということになりますとやっぱり7,700万ぐらいにはね返ってくると、こういうことでございますので、大変な数字になってくるわけですね。ですから、我々といたしましては精いっぱいやって今年度いっぱいやらしていただくということに決めたわけでございます。

それから、市長会の意見が府になかなか通じないという問題につきましては、これもそうでございますが、この間のその後出てきた大阪府の財政再建プログラムですね。これも非常に唐突に出てまいりまして、私ども市長会を挙げて大阪府に抗議をしますとともに反対もしてまいりまして、その結果、市長会の意見も十分聞くということで、懇話会というものをつくっていただくということになっております。

したがって、大阪府に対しまして我々市長会は常々府市協調という基本的な考え方の中で、何事も一方的に進めないでくれということを今回の財政再建プログラムにおきまして強く申し入れをして、それについては一定の府の反省なり、あるいは今後の対応としてそういう懇話会の発足ということになったわけでございますので、いずれにいたしましても我々3市でございますので、力を合わせて今後とも大阪府がいろんな面で独走しないように歯どめをかけていきたいというふうに思っております。

議長（薮野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 議員御質問の平成11年度のみ実施したらという御質問ですが、先ほども市長の方から数字については具体的に述べられたと、このように考えております。

そして、この制度につきましては従来から大阪府が5分の4、それから市が5分の1という形で実施してたんですけども、実際に先ほどの5分の1の話をしますと、これは平成11年度、要するに現行制度が継続してるということの前提に立てば、そういった20%、5分の1の議論ができると思うんですけども、現在もう既に平成10年の11月から大阪府の制度が実施されておりますので、その5分の1の議論というのは多分消えてしまうのではないかと、このように考えております。ですから、さっき申し上げましたように平成11年度で2,800万のその金額が、要するに市として必要になると、こういう議論をさしていただいているわけでございます。

それと、その他の市町村ですけども、この辺ではまだ実施時期等未定、要するに上程がまだ未定という形の団体ということで御理解願いたいんですけど、阪南のこの辺のところではいきますと、堺市さん、それから泉大津、高石、忠岡、田尻町、この辺がちょっとまだ上程についてはわからないと、こういう情報を得ております。

議長（薮野 勤君） 申し上げます。本議案は付託議案でございますので、ひとつ御配慮のほど。小山君。

2番（小山広明君） ありがとうございます。今、最後の部長の答弁でも、やっぱり各自治体苦悩しとるのはこういう状態にもあらわれておりまして、我々は一番市民に近いところでの議会、また行政をしとるわけですから、これは介護保険の先取りじゃないかと思うんですが、その議会のあり方、行政のあり方が直接他市と比べられながら、市民から問われる時代に入ったと。これはいや応なしにこうなってきたと思うんですね。

だから、我々議会もこれからやはり独自で市民のことを調査し、実態をわかった中で意見を言わないといけない議会に変わらざるを得ないし、行政もまたほかの市を横並びに見て行政をするわけにはいかないだろうと。もう違うわけですからね。市民から何で大阪市はただやのに泉南市は金がかかるんだという追及は当然起こってくるわけですからね。しかも、大阪の

方へ勤めとる方が半分ぐらいおるでしょう。そういう状態の中で、我々は市独自の市民に根差したやっぱり意見なり働きをしていかないかと、このことをもって思います。

市長のお話で、私は市長会がかなり、年間200万を超える市長会の負担金を出して、事務局も置いて、やっぱり反対するからにはきちっとした、市民も反対の理由がなぜ問題なのかと。単に相談がなかったとか、そういうことじゃなしに、やっぱり市長会の事務局がきちとなぜその大阪府のやり方が問題なのかということを議会にも市民にもデータとして示していただいて、市長を先頭にして大阪府の問題点を撤回さしていくと、そういうような市長会も、これから単に大阪府と市とが、密室とは言いませんが、ほとんど我々わからないわけですから、そういう点でやはりもう少し市民を巻き込んだ市長会のあり方ということをごひ市長は考えていただきたい。

そういう点で今回の提案は、来年の4月まで市長のそういう市民のことを理解した立場から延ばしたということをおかれておりますけども、しかし、やはり来年1年ぐらひは今の制度を続けるということで、できれば大阪府のそういう決定を撤回するぐらひの市民運動をつくり上げるようなことをこれから行政がやらないと、しわ寄せを市民に回すということでは、もう市民との関係はもたないんじゃないか。ますます不信が起こってきて、人口移動が起こって、本当にそういう市民サービスがきちとした市町村に人口が移動するというようなことも現実に私は起こってくるんじゃないかなと思いますので、これからそういう状況も踏まえて、我々議会人としてもきちりやっていかないかんことを感じます。また、行政におかれても、やはり市独自の政策説明というのをぜひお願いをしたいと思います。

委員会に付託されるということですので、また委員会の議論を踏まえて採決の中で判断をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） 質疑ありませんか。———和気君。

13番（和気 豊君） ただいまの質問者に対して市長も、府の方に存続を要望したと、しかし、府条例が既に2月府議会で制定されてしまっていると、そういうこともあって市では重荷過ぎるということで、苦渋の選択であったと、こういうふうな意味のことを言われたわけですが、私、ただやはり市の責務といいますか、本来的な仕事の第1は住民の健康と福祉をい

かに守っていくか。市民の安全と健康保全、これにどう努めていくか、ここにあるというふうに思うんですが、そういう点ではかなり時間的な余裕もあったわけでありますが、このことについて市民、とりわけいわゆる利用者に当たる高齢者の皆さん、あるいは関係者、医師会等の意見をどういうふうにお聞きになったのか、その辺お伺いしたいと思うんですが。

医師会の姿勢というのは、これは一貫しているんです。老人の受診増、この制度がどういうふうに効果をもたらしたかということで、高齢者が経済的負担を心配することなく医療を受けることを保証するものであったし、その結果は老人の受診増、老人病の予防、早期治療、老人の疾病に対する不安感の解消など老人医療の前進に大いに役立ったと、こういうふうにも今でもこのような評価をしているわけでありますが、その辺の医師会ですね。泉南市の医療行政を進めていく上では常に医師会の声等を聞かれながら進めておられるわけですが、その辺の声をお聞きになったのかどうか。その辺を1つお聞きをしたいというふうに思います。

そして、2点目には60代という年齢なんですが、私もあと3年でこの域に達するわけでありますが、心筋梗塞や脳梗塞、いわゆる成人病を一番心配する年齢でもあるわけですが、数字的にも泉南市のこの医療需要実態調査なんかによりまして、成人病の死亡率は60代が一番多い、こういう数字が出てるんですね。ここで十分な予防対策といいますか治療を受ければ、70代、80代にあと寿命を引き延ばしていくことができる。ここが1つの大きな、昔は何かその辺のあれはいろいろもっと低かったわけですが、今は60代というのが1つの人生の健康維持の節目になっている、こういうふうに言われているわけですが、そういう点でお年寄りがこの辺で十分な医療を受けられると。中には十分に財政的にひとり立ちできる方もおられますでしょうけれども、はざまになる層がこのことによって非常に受診抑制をせざるを得ない、こういうことになった場合どうなるのかと、こういうことなんですね。

それと、これは国会での論議でも言われてるんですが、お年寄り単に今は支えられる層ではない、支える層でもあるんだと。だから、お年寄りが一番ピークになる2025年に大体支える人口と支えられる人口は変わるんか。ほとんど変わらないんですね。52%ぐらいで推移して変わらない。むしろ65歳以上のお年寄りの就業率といいますか、仕事につく率に

ついては、1997年には475万、これは厚生省、労働省がちゃんとした数字を統一して出しているんですが、2025年には705万人、1.5倍近くにふえるんですね。60代というのはまだ支える層なんです。だから、この辺の健康の維持というのが、所得を生み出し、市財政に大きく貢献をする、こういう層でもあるわけですね。

そういう点で大いにこのあたりの60代、普通にほうっておけば成人病で死亡が最も高い。しかし、行政がそれを補完することによって、大いに就労人口として後年に貢献できる、こういうふうな数字がはっきりと出ているわけですが、そういう点でもこの制度の存続というのは必要ではないかと、こういうふうに思います。そういう点で御答弁をいただきたいというふうに思います。

それから、やはり確かにお年寄りは豊かになったんではないか。これぐらいの負担はある程度していただかなければならないんではないか、こういう意見もあります。しかし、やはり高齢者の老齢年金受給者、お年寄りというのはほとんど老齢年金受給者なんですね。先ほど就労者もふえてきているといますが、圧倒的にやっぱり老齢年金の受給者なんです。この6割を占めるのが国民年金受給者で、月平均でいけば4万4,000円ぐらいにしかすぎない、こういうことですし、高齢者世帯の貯蓄も、これはちゃんと数字が出てるんですが、大蔵省が出してる数字ですが、約半数は300万以下だと、こういうふうになってきてる。確かにこの層の上限部分では今回の制度でやっぱり有料者になっていくわけですね。1人、2人暮らしの場合は。そういうことになってきますとこれは大変だと、こういうことで財政的な面からもこれはやっぱり大変なことになってくるんじゃないかというふうに思います。

それから一番、市長も言われてたように大阪府の態度なんですよ。なぜこの府民を犠牲にするような施策をしてくるのか。本当に財政危機になって、ともに苦しみを分かち合おうやないかという、そういうことであればわかるんですが、大阪府の今日の財政危機の原因がやはりそこにはない。残念ながらそのことを強く言わざるを得ないというふうに思います。

それで、府は90年度には1兆4,700億ほど府税収入が入ってるわけですが、法人二税の伸び悩みということで、95年では1兆ちょっとに落ち込んでるわけですね。それで、にもかかわらずどんどん公共事業に投資

をして、約2倍近い投資をやり、そしてそれがために1兆ちょっとだった負債が何と5兆6,000億ぐらいになっている。4兆3,000億も負債が上がっている。この負債の償還、公債費が何と2兆円ぐらいになっていると。こんな大変な数字が出ているわけですね。

この辺を改めるところか、ますます国際会議場の建設709億や、あるいは空港の第2期工事に1,167億やとか、こういう大型プロジェクトにどんどんと反省もなくお金をつぎ込む。この辺に1つの歯どめをかけないことには、これはならないんじゃないか。これは市長会の文言の中にも言われておることですし、それからさきの財政再建プログラムの先に出した財政安定化計画の中にもこの点をはっきり言われてるんです。それが2年間たった間に知らん間に消えてる。この辺で、これは市長会も問題にされたわけですが、その辺のことも1つははっきりしていかなければならないんじゃないかというふうに思います。

ちょっと長くなっておりますので、その辺で第1回目の質問を終わります。

議長（藪野 勤君） 味若健康福祉課長。

健康福祉部健康福祉課長（味若秀治君） まず、老人医療に関しまして府の基本的な考え方について御報告いたしたいと思います。

府の方といたしましては、基本的な少子社会に対応できる保健・医療・福祉施策の確立に向けて、施策の再構築に着手するというところでございます。その方策としまして府が出している31事業、大綱3点でございまして、予防からリハビリテーションまで一貫したシステムの構築、また地域ケアの充実、生きがいづくりと社会参加への支援という3つの柱を打ち立てているわけでございます。

先ほど議員が言われました60歳以上の方の医療の充実という点につきましては、その辺のところでも今後充実させていくという府の方針でございますので、我々としてもその方針に従っていくというふうな考えを持っているところでございます。

それから、老人が豊かになったということでございますが、先ほど言われました年金受給者の方、65歳から69歳の方につきましては、議員言われている対象の年齢の方で年金受給者につきましては、この制度をそのまま存続して継続していただくということでございます。

以上、その2点について御答弁申し上げます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 和気議員御質問の、この制度を改正するに当たりいろんなところからの意見を聞いたかという御質問もあったと思います。

要するに、そもそもこの大阪府の老人医療費助成制度について、大阪府が改正をしたいという意向を出されたということは、当然老人医療費が今後どういうふうになってくるかという基本的なところを考えられてされた、そういうふうだと思います。特にこれからは少子化時代とも言われまじ、それから高齢化社会にも入ると言われる中で、この老人医療助成制度をどのように今後進めていったらいいかということが議論になって、その分について大阪府の方も衛生対策審議会の方に、今後の医療助成制度についてどういった形で進めていくかということを経問されたということです。そして、その分について今後この老人医療助成制度については、低所得者の方々について医療助成制度を行っていくのがいいんじゃないかという答申のもとに、大阪府の方も考えられ、この制度の見直しをされたということでございます。

ただ、この見直しにつきまして、当然老人の方々の医療というのを考えますその前段として、先ほど味若課長が言いましたように、その予防というのが大事になってくるというような観点から、その辺についての経費をシフトしていくということが出されているというところでございます。そういった形で今後老人の方々の健康予防というところに重点を置き、そして健康な生活を送っていただくという趣旨もこの制度の見直しの中に入っている、我々としましてもそういったところを今後進めていきたいと、こういうことでございます。

議長（藪野 勤君） 和気君。

13番（和気 豊君） 時間もあれですから、かなり基本的な点ばかりに絞って、細かい数字的なことは省いて、付託議案ですから、その辺は議長が冒頭にお断りありましたように、その意を受けて私質問しておるわけですが。

今、衛対審の話を出されたんですが、府の衛生対策審議会ですね。これは泉南市は嫌というほど煮え湯を飲まされてるわけですよ。例の医療法の

改悪に伴って、これだけでは病院規制できないわけですから、大阪府の保健医療計画をつくると、こういうことが伴わなければならないわけですが、63年の6月23日に、わずか2時間の審議で泉南市に大変な影響を及ぼす公的病院すら建てられないという病床規制をつくり上げてしまった。こんな衛対審の結論だけで、私が聞いたのは、これはやはり大阪府の事業を泉南市が受け入れて独自に条例化されているわけですから、この条例の中身を変えるについては、やはり市が受けて、市民、関係者の声を聞いたのかということをお聞きしたい。そのことについては大阪府が衛対審で決定をしたからと、そんな話いっこも聞いてない。そんな中抜きのみとりよがりな答弁では困りますよ。

市民の皆さんも聞いておられるわけですし、私も市民の声を聞いた上で、多くの皆さんがこの存続を訴えておられる。この声を聞いた上で、私の聞き方が、1人で足で歩いてますから不十分であればどうかなということ、市の全般的な意見をお聞きしたいと、こういうふうに、1つの判断材料としてお示しをいただきたい、こういうふうに聞いているわけですから。

それから、60代をどういうふうに考えているかと。60代の医療を守ることが、とりわけ市の財政にも今後影響が出てくるだろうと。しんどい面ばかり強調されるわけですが、しかし、私は就労人口を伸ばすという点でも60代の節目の年に十分な医療を施すことはいけるんだと。それ答えてくださいよ。

それから、これは新たな質問です。財源の問題で言われますが、泉南市は他市に比べてどうですか。十分な財源あるんじゃないですか。私はいつも出すことなんです、泉南市のこの関係の保健医療にかかわるお金というのは、老人医療のあれじゃないですけど、ここからも出せるわけ。保健医療は2億4,400万、阪南市は7億6,000万、人口は5,000少ないんですよ。7億6,000万出てるんです。病院があるからですけどもね。病院を持って十分な対応をしてるんです。泉南市みたいに40%も他市へ流れて、病気のある人は他市にお世話になってる。泉南市にお世話になってない。だから、これではいけないんですが、なかなかお世話になってないんで、税金も収税率にあらわれてますやん。それから佐野市は14億、これは泉南市の大体1.5倍、3万人ほど多いですけども、14億のお金出してる。9年度ベースですよ。貝塚市は13億8,200万、岸和田に至

っては63億、これだけの金出してるんですよ。泉南市はなぜ2,800万。ぎりぎりの選択と言われれば、1年は2,800万ですから、何で1年延ばせないんですか。

他市でもいわゆるぎりぎりの選択だからいけるところまでいこうということで、1年延ばすところ、あるいは1年までやってみて、なおかつ財政の点で2年に延ばそうと考えられてるところありますよ。そういう選択をなぜできないんですか。ぎりぎりの選択だと言われるのに。

まだお年寄り、行政は1人の人が途中で切られるようなことがあってはならないというふうなことを言われますけれど、途中で切られてもやっぱりいけるところまでいってほしい。これが利用者の声ですよ。違いますか。この辺であわせて御答弁いただきたい。

議長（藪野 勤君） 和気議員に申し上げます。時間もございませんので、ひとつ御協力を願いたいと思います。

谷健康福祉部長。簡明に回答をお願い申し上げます。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 先ほど私が大阪府の衛生対策審議会の話をお答えさせていただきましたが、それにつきましては、この老人医療助成制度を大阪府が制度を変更したという経過を私は説明させていただきました。そして、その発端というんですか、その辺が大阪府が今後の老人医療助成制度をどういうふうに行っていくか。これはこの医療制度だけと違わせて、ほかに保健・福祉・医療、そういった形の全般的な経費についてももちろん諮問してるんですけども、そういった中で衛生対策審議会が大阪府に対して答申を行ったということで、その発端というんですか、それを説明させていただいたところでございます。

それと、60代の方々をどのように考えているかということですが、すけれども、今後高齢化が進んでいきます。そして、実際昔おじいさんと言われる年代がだんだんと、我々が小さいときには50歳代、あるいは60代の前半がおじいさんというような感覚がございましたけれども、要するに長寿社会になったという形で、この60代の方々はまだまだお元気なお方と、我々もそういうふうになっております。

ですから、その方々をどういうふうにするか、例えば就労というんですか、そういった労働力の中に組み込んでいくかということも今後の課題だと思います。そういった中で60代の方々、この方々をどのように健康にする、

要するに毎日の生活を送っていただくかというところで、我々としては今後予防対策でありますとか、そういった形のところの施策を検討していきたいと、このように考えているわけでございます。

それと、例の財政の問題です。財源の問題ですけれども、これにつきましては衛生費の問題がございます。ただ、この財源が泉南市の場合は少ないじゃないかという議論、これは決算の数字ですので、我々としては否定はいたしません。ただ、市民病院がないために例えば繰出金がないとか、そういったことでこれはあらわれていると、このように思います。ただ、この数字につきましては、当然全体的な市の予算というところもやはり考えながら、民生費とかあるいは福祉にかかる経費であるとか、そういうところも我々としては考えたいと、このように思います。

議長（薮野 勤君） 質疑の途中でございますが、お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明17日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、あす17日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時58分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長

薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員

大 森 和 夫

大阪府泉南市議会議員

松 本 雪 美